

議事日程(第2号)

平成21年3月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第4号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第5号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第6号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第7号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第8号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第9号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第10号 平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第11号 高鍋町監査委員条例の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第15号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第13 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第17号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第18号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について
- 日程第16 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第17 議案第20号 高鍋町公園条例の一部改正について
- 日程第18 議案第21号 高鍋町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託について
- 日程第20 議案第23号 一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の制定について
- 日程第22 議案第25号 高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第25 議案第28号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定

について

- 日程第26 議案第29号 高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について  
日程第27 議案第30号 町道路線の廃止について  
日程第28 議案第31号 町道路線の認定について  
日程第29 議案第32号 平成21年度高鍋町一般会計予算  
日程第30 議案第33号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計予算  
日程第31 議案第34号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計予算  
日程第32 議案第35号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第33 議案第36号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計予算  
日程第34 議案第37号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算  
日程第35 議案第38号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計予算  
日程第36 議案第39号 平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算  
日程第37 議案第40号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算  
日程第38 議案第41号 平成21年度高鍋町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）  
日程第2 議案第5号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）  
日程第3 議案第6号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第4 議案第7号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
日程第5 議案第8号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第6 議案第9号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第7 議案第10号 平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）  
日程第8 議案第11号 高鍋町監査委員条例の一部改正について  
日程第9 議案第12号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第10 議案第13号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について  
日程第11 議案第14号 高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第12 議案第15号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について  
日程第13 議案第16号 高鍋町介護保険条例の一部改正について  
日程第14 議案第17号 高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
日程第15 議案第18号 高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について

- 日程第16 議案第19号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第17 議案第20号 高鍋町公園条例の一部改正について
- 日程第18 議案第21号 高鍋町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託について
- 日程第20 議案第23号 一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の制定について
- 日程第22 議案第25号 高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第25 議案第28号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第26 議案第29号 高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について
- 日程第27 議案第30号 町道路線の廃止について
- 日程第28 議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第29 議案第32号 平成21年度高鍋町一般会計予算
- 日程第30 議案第33号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第34号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計予算
- 日程第32 議案第35号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第36号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第37号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第35 議案第38号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第39号 平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 日程第37 議案第40号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第38 議案第41号 平成21年度高鍋町水道事業会計予算

---

出席議員（15名）

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	13番 中村 末子君
14番 春成 勇君	15番 永谷 政幸君
16番 時任 伸一君	17番 山本 隆俊君
18番 後藤 隆夫君	

---

欠席議員（1名）

12番 徳久 信義君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君          事務局補佐 田中 義基君  
議事調査係長 山下 美穂君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	興梶 正明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	井崎 俊博君
総務課長	川野 文明君	企画商工課長	東 啓三君
財政課長	正崎 博君	都市建設課長	間 省二君
環境整備課長	日野 祥二君	農業委員会事務局長	清野 秋實君
農業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	杉田順一郎君
町民課長	山本 泰英君	福祉保健課長	井上 敏郎君
税務課長	竹内 昭博君	水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	永友 吉人君	社会教育課長	松木 成己君
美術館副館長	曾我部義雄君		

---

午後10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

質疑に入ります前にですね、徳久信義議員から欠席届が出ております。

また、議長の方からですね、議員各位、執行部にお願いをしておきたいと思いますが、質疑応答についてはですね、質問者については簡潔、明確に質問をして、質問の内容がはっきりするようにひとつお願いをしたい。それから答弁についてはですね、その質問に対しての的確な答弁をひとつお願いをしたいというふうに思います。

質疑については、ということで、お願いをいたします。

---

#### 日程第1. 議案第4号

○議長（後藤 隆夫） それでは、日程第1、議案第4号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 繰越明許費補正について、地権者の同意が得られないとのこと

でありますけれども、この計画はどこから要望が出されてきたのか、お伺いします。

ふるさと納税がアップしておりますが、どのような働きかけを行ってこられたのか、お伺いします。

民生費使用料が少なくなっておりますが、トラブルが発生したのか、お伺いします。

保険基盤安定負担金収入が減額した主な理由は何か。

農林水産県補助で、農林水産業の県補助で3万1,000円がありますけれども、具体的にはどのような内容でしょうか。

財産収入がありますが、残存価格と市場価格との差はあるのか、お伺いします。

雑入の宝くじから交付された分の算定基礎及び他市町村への配分はどうなっているのか、また、古紙引取料が発生しているが、どのような内容か。

情報管理費でキャビネットを購入とのことですが、事務用品の管理について、どのような工夫があるのか、お伺いします。

町長選挙費について町民から、無投票なら、はがきも看板ももったいない。どうにかならないのかとの御指摘を受けましたが、条例独自ではこのような問題点を解決する手だてはないのか、お伺いします。

社会福祉費で備品減額が出されていますが、障害者向けへの備品管理などについてはどのようにしているのか、お伺いします。

予防費が膨れ上がっておりますが、社会的に見て、インフルエンザなどの傾向は把握されているのか、お伺いします。例えば、学校などの問題です。

給与の増減があるのかは、途中で人事異動をしたためなのか、また、その人事異動した理由は何か、答弁を求めます。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） この件につきまして、事務的なことでありますので、担当課長をして答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 都市建設課長。

○都市建設課長（間 省二君） 繰越明許費補正についてであります。この事業は地元から要請、要望で行うものであります。用地買収の途中でですね、相続が発生し、買収に時間を費やしているためにですね、繰越明許費の補正を行うものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 3点ほどありますので、3点ほど一緒にお答えいたします。

ふるさと納税の働きかけについてですが、働きかけにつきましては、高鍋町ホームページ、広報誌等で募ってきたところでございます。

それから財産収入、財産収入につきましては、残存価格と市場価格の差はあるかというお尋ねですが、今回売却いたしました車等につきましては、残存価格は年数が経過しているため、ゼロでございます。市場価格との差はですね、ホームページ等で調べましたけれども、高値で売却したと考えております。

それから雑入の宝くじの件でございますが、宝くじの交付金の算定は人口割と均等割で交付されているようでございます。

それから他市町村の配分につきまして、隣接町村ぐらいでよろしいでしょうかね。

それでは隣接市町村の配分額を申し上げます。市町村が、新富町が320万8,310円、西米良村が145万7,895円、木城町が188万5,255円、川南町が307万8,301円、それから都農町が252万629円であります。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） 3点ほど福祉保健課関係の御質問をいただきましたので、まとめてお答えをしたいと思います。

まず、民生費使用料が少なくなっているということの御質問でございます。これにつきましては、補正予算書の19ページにございますように、蚊口保育園の敷地使用料を1万9,000円減額をいたしております。これは旧蚊口保育園敷地が普通財産になったということによりまして、気象庁が設置をしておりましたアメダスの設置使用料を財産貸付収入に計上いたしました関係で、福祉保健課関係の減額をするものでございます。

それから、2番目の社会福祉費で備品減額がなされているということの関係の御質問でございます。補正予算書でいきますと、37ページの備品購入費を11万円減額をしている関係になろうかと思えます。この障害者向け備品につきましては、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業ということで、県の基金を活用して、100万円を限度として整備を行ったものでございます。備品の選定につきましては、視覚障害者団体等との協議を行い、利用する方が偏らないこと、それから、かつ、必要度の高い物を選定をして、88万9,000円の備品を選定をいたしました。100万円が限度でございましたので、その差額の11万円を減額をするものでございます。備品の管理につきましては、町が購入した物につきましては、町の備品管理規程に基づいて、適正に管理をいたしております。

それから、3つ目の予防費が膨れ上がっているということでお尋ねをいただきましたが、予防費が膨れ上がっておりますのは、補正予算書の40ページ、41ページに記載しておりますけれども、予防接種に関する委託料の増額が主なものでございまして、各種予防接種につきましては、MRワクチン、これを町としては70%の接種率を目指しておりましたけれども、国の指導の95%まで引き上げなさいという指導があったこと、それから日本脳炎の接種者が昨年の同期に比べてかなり増加をしていることから、増額を補正をするものでございます。

それから、インフルエンザにつきましても、昨年、今年12月時点で当初見込みを250人ほど上回っておりましたので、今後も増えるという可能性がございましたので、増額をするものでございます。

それから、インフルエンザなどの感染症の疾病に関する傾向でございますけれども、これにつきましては、高鍋保健所から県内の情報が入ってまいりますので、保険所と連携を

とりながら対応しているところでございます。

学校のインフルエンザの罹患状況でございますけれども、20年と21年の数を比較しますと、21年度が約200名、それから、今年1月の延べ人数でございますけれども、約600名、今年度3倍に膨れ上がっているというこの情報が入ってきております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 町民課長。

○町民課長（山本 泰英君） 保険基盤安定負担金収入が減額した主な理由ですが、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたわけですが、その制度にですね、75歳以上の被保険者が移行いたしました。

そのことなどによりましてですね、保険税の軽減対象者が見込みより減少しました。そのために軽減相当分の負担も減少したところでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農林水産業費県補助の3万1,000円の増についてでございますが、これにつきましては「みやざき茶プロジェクト2000事業」の県補助の増額によるものです。中身についてはですね、茶の新改植、97アール、3名分の3分の1以内を補助するというものでございますが、事業等の中身は変わったわけではなくて、3分の1以内ということで、3分の1に達するところまでですね、事業費調整の関係で増額になったものでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（川野 文明君） 総務課関係4件ほどございますので、お答えいたします。

まず、古紙の引取料が発生しているということですが、このことにつきましては、今年度からですね、役場から排出されるごみの減量化に努めております。その中で、紙ごみをですね、資源ごみとして分別し、新たな財源としてリサイクル業者に売却することとしたもので、そこから発生したものでございます。単価はですね、段ボールが、キロ当たりですが、段ボールが10円、雑誌類が7円、新聞紙が9円ということになっております。

次に、キャビネットの購入と事務用品の管理についてでございますが、今回のキャビネットの購入についてはですね、今回、機構改革を行う当たり、いろんな文書の格納をするもので、庁舎全体の動向と文書の量を合わせて3機ほど追加購入し、各課に再配分して、文書管理をしっかりと行うということで購入するものでございます。

事務用品についてはですね、むだを省くために各課ごとにですね、それぞれ周知をして保管場所を設置しております。また、購入に当たってもですね、経費の節減に努めておるところでございます。

次に、選挙費についてのお尋ねですが、いわゆる選挙費の準備費用ですね、これについてはですね、公職選挙法上でいえば、告示後、速やかに選挙運動ができるような体制をと

っておくということが公職選挙法でうたわれております。そのためにですね、事前に準備をしておかないと、告示日まで無投票になるかどうかというのはわかりませんので、町といたしましては告示後すぐに選挙運動に入られるような体制をとるために、ポスター掲示の看板、それとか入場券の交付ですね、これはやっばしておくべきということで考えております。

それから給与の増減についてですが、職員の育児休業とか病気休職に伴う増減等ですね、それから途中の人事異動についてはですね、本年1月1日付で、今年行われます第22回のスポーツレクリエーション大会祭に向けた取り組みに人員が必要となったために、1月1日付の人事異動が行われておりますので、それに伴う増減があります。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 繰越明許費について答弁がありましたけれども、地元からの要望ということで、相続関係でちょっと立ち往生してるという状態なんですけれども、地元から要望が上がったらですね、私はできれば即かかっていけるように、これもう、かかっていけるようにしていただけたら、ありがたいなあって思うのがまず1つなんです。できるだけ、繰越明許はつくらないで、その年度内で終了していくような対応をね、していただきたいなと思うんですね。相続関係についても、本人はよく熟知されてると思うんですね、そこの地権者については事前にしっかりと調べておかないと、こういった相続関係が発生してくる。いろんな、例えば、高鍋町ですね、事業の中で、この相続関係が整理できたっていう、今まで事例もですね、かなりあります。だから、こういうことでもないと、なかなか相続事例なんかも解決できないということがあると思いますので、その辺の対応をね、どうしてきているのか。例えば、そういう要望が出てきたときに、相続関係がどこまであるのかっていうことまでの確認はどうされてるのか、お伺いしたいと思います。

そして、農林水産業費ですね、これ県補助で、この茶プロジェクトって書いてあるからね、もっとう、私なんかから言えば、例えば、全国でも有名な宇治、静岡などについてね、それ以上の、だから、児湯郡のお茶、要するに高鍋のお茶のブランド確立なのか、宮崎県のお茶のブランド確立なのかって、こりゃ県補助だから、恐らく宮崎県のお茶、何ていう名前になるかわかりませんが、そういうのであればね、余りにもね、補助額が少ない、産業育成に欠ける。要するに、農業育成者にとっては、苗代の補助であっても、これぐらいのものかというふうに、ちょっと気になるわけですね。だからこれは、お茶のプロジェクトっていうのは、具体的にね、どういった内容で、最終的にはどれぐらいのところまで目指したものなのかっていうことをある程度ね、しっかりと答えていただければというふうに思っております。

そして、情報管理でキャビネットを購入されるってことで、先ほど答弁がありましたけれども、私見ててね、やっぱり書類っていうのは、どんどん、どんどん増えてくるって

うか、家庭の片づけと一緒に、1つ買ったなら、1つ捨てるっていうぐらいしないと、要するに庁舎のスペースっていうのは決まってるわけですね。庁舎内のスペースっていうのは決まる。確かに、人員が今度、退職者も増えて、人員が少なくなるっていうのはわかるんですよ。だけど、かといって、例えば、保育園を民営化したからといって、保育園のそういう備品なんかがね、全部廃棄処分なのか、それとも貸し出しされるのかっていうのは別にして、とにかく庁舎内と言えば、スペースが決まっているから、1つ買えば、1つどこかを処分しなきゃいけないっていうのがあるのかどうかって。処分しなきゃならない物があるのかどうかっていうことですね。それ、これは監査委員の意見書にもありましたけれども、もう古くてね、倉庫に眠っているような物については、できるだけ早く処分していくような方向というか、そういうリサイクル。先ほどもね、古紙引取料であったようにですね、できるだけ、町民にも還元していく。そういった方法っていうのが望ましいんじゃないかなって思うんですけれども、今度は課は減るわけですよ、逆に。課はね。減るわけですよ。それから考えると、前のが余るんじゃないかという単純な発想が出るんですよ。それにもかかわらず、新たに買うっちゃう事は、庁舎全体の備品管理なり、書類管理っていうのの対応がどうなっているのかということ、できれば知りたいわけですよ。そうしていかないと、なぜ必要なのかっていうことがわからない。ただ、安易に買えばいいということではないだろうと思うんですね。十分、町長始め、この予算を出すに当たってはかなり議論をされて、必要か必要でないかっていうことも議論した上で必要だと判断して出されたと思うんですね。だから、それはどういうことなのかということをお伺いしたいわけでございます。

それと、町長選挙についてですね、これはもう町民の意見です。私もこういうような御指摘を受けたのが幾つもありましたので、その方にはですね、ちゃんとそういう公職選挙法に基づいた、選挙の告示後速やかに、っていうことをちゃんと私も申し上げました。しかし、「じゃ、看板はしょうがないじゃろう」と、「だけどはがきはね、告示されて発送すればいいじゃないか」と、「間に合うがね」で、「逆に早く発送すると、どこに行ったかわからんという人もおるじゃないね」というお話も聞いたんですね。そういうこと考えた後には、告示後速やかに、やはり事務ができるという状態というのはどういうことなのか。だから、はがきについては、1人1枚ですのもったいないと、できれば、そういう話がやっぱりちょっとありましたね。だから、そこをどういうふうに、はがきについては、どうお考えになっているのか、そこをどう再度答弁をお願いしたいと思えます。

それから、給与の増減ではわかったんですけれども、まず、1月1日付でスポレク祭等に向けたですね、人事異動を行ったということなんですけど、人事異動を行った人が本当に納得されているのかどうか、そういうことで。やはり1月っていうのは、スポレク祭っていうのは、去年からわかっていたことですよ。今年にスポレク祭があるってことはわかっていたことですよ。だから逆に言えば、去年に人事異動をすべきだったのか、もう

4月に早い段階ですべきだったんじゃないかと。だから、ちゃんと去年は、今年のスポレク祭があるということで、去年はちゃんと出張もして、見に行ってるわけですよ。運営の仕方なりを見に行ってるわけです。もうその段階で、去年1年間かけて、逆に言えば、スポレク祭を今年の迎えるためのある程度準備期間というのは、ずうっとあったわけですよ。だから、そのことから考えたら、この人事異動というのが、少し不可思議じゃないかなというふうに、ちょっと考えてしまわれる傾向が、職員の中にもひょっとしたら出てきてるんじゃないかと非常に心配してるわけですね。この人事異動の対象になった方が御不満じゃなかったのかということも含めてですね、そのところは聞きたかった部分があったんですが、そのことについてもしっかりと答えていただきたいと思います。

ちょっと後になったんですけど、ふるさと納税がですね、細かく聞きたくはなかったんですけど、答弁をしていただけたのが、ホームページ等とかですね、広報誌などでいうことで、私はね、それですんなりと集まってきたとは思ってないですよ。正直な話いうてね。だから職員の皆さんの努力とかですね、町長を始めですね、職員の皆さんの努力がほんとにこの金額に表れてきてるんじゃないかなということを考えたときに、もっとこう、ね、例えば議員さんの中にもね、こういう方を知ってるからという紹介をされたりとか、やっぱり努力をされてきたんじゃないかなと思うんです。だから、その努力がね、ちょっと評価されない、見えてこない答弁でしたので、そのところもですね、もう少し詳しく答弁をしていただければと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 都市建設課長。

○都市建設課長（間 省二君） この事業におきましてはですね、地元会の要望に基づいて行っていくわけなんですけど、今の財政事業におきましてですね、要望が上がったからといいまして、次年度に着手できるものではありません。それで今現在やっておりますのがですね、二、三年前に要望が上がった案件を処理している状況なんですけど、実際入ってみると、地権者等が亡くなられて、相続が発生してたということですね、遅れが生じたことがあっております。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 「みやざき茶プロジェクト2000」の中身につきましては、基本的には宮崎茶のブランド確立ということになっております。で、現在、茶についてはですね、旺盛な、その規模拡大欲がございます。ただ、大変申しわけありませんが、私、今品種をど忘れをしておりますけれども、特定の品種、中番、中手の品種のですね、特定の物に固まっております。80%を超えるものがその品種になっておりまして、その早い物、早出しができる物、それから、あ、やぶきたという品種です。それが80%を超える品種構成になっております。それから遅いもの等が少ないと。規模拡大をしていく上で、機械等を効率的に使うためにはですね、早い物から遅い物までのですね、品種構成をすることがコスト低減につながるということで、この場合には、そのやぶきた以外のですね、品種を中心に進めていくということが中身になっております。

この補助事業については、県の方で努力をしていただいておりますね、毎年こういう形で、おおよそ1ヘクタール程度ずつ、高鍋町のお茶の面積も伸びておるところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（川野 文明君） キャビネットの購入についてでございますが、先ほども申し上げましたとおりですね、文書の管理についてはですね、今、この3段式のキャビネットで、現状の年、それからその前の年ですね、それぞれ分けて管理しております。で、文書保存期間がありますので、それぞれによってですね、その以外の方は、倉庫にそれぞれ明記をして確実に保存保管をしております。これはパソコンで一括管理してですね、どこにどういう形で置いてあるというのわかるようにしております。

文書、ファイリングシステムということで、当町ではそういう形で取り組んでおります。今回はですね、どうしても、全体の課はもちろん減りますが、事務量はですね、減るわけではございませんで、逆にどちらかというと、課は減りますが、その事務量は今後ますます増えてくるような状況でございます。で、それを勘案して全体的でどうしても足りない最低の部分をですね、今回補正させていただいたというのがですね、現状でございます。

次に、選挙費のことですが、今議員もおっしゃったように、その内容はわかるということでございますので、なかなか難しいんですが、特にですね、大きいのは入場券の郵送料なんですよね。入場券については、その入場券がないから選挙に行けないということはないんですが、入場券についてはですね、やはり1つの選挙がありますよということの啓発にもつながるし、すぐに告示前、期日前の投票なんかも始まります。告示後すぐにですから。で、特に町長選の場合はですね、選挙の期間5日しかありません。すぐにそういうのも始まりますので、これについてもですね、やはり郵送料は約、今回の郵送料が、約1万8,000人程度ですから、90万円ほどやっぱり郵送料かかります。しかし、これもですね、やはりいわゆる選挙法に基づいた形で、速やかに投票ができるような形ということを考えれば、やむを得ないのではないかというふうな判断で、町としては考えておるところです。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（興梠 正明君） 人事の件でございますので、私の方から答弁させていただきたいと思っております。

議員の御質疑ございましたように、やはり年度当初に業務量等ですね、見極めた上で適正人事に配するのが基本だというふうに考えております。ただ、今回は久しぶりに大きな大会誘致ということでございまして、後半には、場合によっては人事異動が必要かなというふうな考えを持っておりました。社会体育係が中心になって事務局やっておりましたけれども、やはり県の実行委員会等が本格稼働しましてですね、やはり業務が相当やっぱり出てきたと、そして、他の土日出勤等、社会体育係ございましてですね、かなり時間外及ぶ状況になってまいりましたので、やはり円滑に、やっぱり業務を進めてく上ではと、人事

異動はやっぱり必要だというふうに判断いたしました。これが、年末になってからになったわけでございますけれども、それにつきまして、2人異動対象者おりましたけれども、それぞれ、若干、確かに不安があったと思いますので、これは後日でございますけど、内示後ですね、改めて、内示の際にも、その異動の趣旨については十分説明いたしておりますけれども、内示が終わり、それから異動の後についてもですね、改めてまた、その趣旨、そして異動の必要性について説明をしまして、理解をしてもらったと思っております。現在、その職員はそれぞれ業務に精励いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） ふるさと納税の働きかけの具体的なことはということですが、ふるさと納税はあくまでも町外者が対象になるわけですし、当然ながら、そういった人につきましてはですね、ホームページ等でその趣旨を理解いただいて、納税していただいたわけですが、今回伸びた要因といたしましてはですね、多額の納税者がいらっちゃったということが、端的に言いますと、そういったことでございます。身近な人についてはですね、いろいろと趣旨を理解していただいて、身近な人についても納付はいただいております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 減額になっておるですね、二、三点についてお伺いしたいと思うんですけれども、まず、企画費の中ですね、委託料でございますけれども、高鍋町の総合計画審査整備業務委託ですかね。これが半額近く減額となっておりますので、その理由をですね、お伺いしたいと思います。

それから、企画費の中の負担金ですが、これも西都児湯広域市町村圏の協議会負担金、それから東九州軸推進機構負担金、それがですね、やはり半額近く減額となっております。

それから、活性化推進事業費の予算でございますけれども、これがですね、当初予算のときに200万円ですか、計上されておりましたが、予算の説明の中でですね、町人会等の設置、こういったものを推進していくということですね、追加補正をすると、ような予定があるような説明を受けておったわけなんですけれども、この予算も半額近く減額になっておるということで、十分な成果がですね、上げられたのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、消防費の施設費でございますけれども、東児湯消防組合の負担金、これも減額になっております。

それから、学校関係がですね、東小と西中の耐震審査委託ですね、これがやっぱ大きく減額になっておりますので、その理由を伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 只今の御質問、事務的なこととなりますので、担当課長よりですね、詳細に説明をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 企画商工課長。

○企画商工課長（東 啓三君） お尋ねの高鍋町総合計画策定業務委託の減額でございますけれども、当初4社で指名をいたしましたけれども、1社が棄権ということで、3社の指名競争入札ということになりました。このうちの1社がですね、こういった計画の策定が初めてされるというところでしたけれども、思い切った安い価格で入札をされたということでですね、減額になったものでございます。ただ、業務の委託についてはですね、適正に執行されている状況でございます。

それから、西都児湯広域市町村圏協議会負担金でございますけれども、これにつきましては、専門部会を設けまして、それぞれ分野ごとにですね、研修を実施してまいりましたけれども、その中で、先進地視察、これを予算化されておりましたが、それぞれの部会で先進地視察の必要性がなかったということですのでね、繰越金が多額に発生いたしました。そのためにですね、20年度は半額での負担金ということになったわけでございます。東九州軸推進機構負担金についてもですね、同じようなことで半額ということでございます。

それから、活性化推進事業費でございますけれども、当初、東京、それから大阪方面にですね、町人会を立ち上げたいということで予算化いたしまして、議員がおっしゃいましたように、途中でですね、補正もあり得るということで、当初は1つの町人会の立ち上げの予算を組んでいて、その後補正もあり得るということでもございましたけれども、最終的に、その町人会の設立がですね、両方ともかなわなかったということで、今回減額をさせていただくということになったものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（川野 文明君） 東児湯消防組合の負担金の減額ですが、東児湯消防組合の負担金についてはですね、当初、20年度の、いわゆる実績に基づいて、予算が計上されておるようです。で、21年度の最終確定によりまして、議会の承認を得て支払いをするということで減額ということになっております。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） 補正予算書で見ますと、49ページ、それから51ページになりますが、小学校の耐震診断、それから西中学校の耐震診断ですが、いずれも、この診断にかかわる設計の積算は宮崎県の建築士協会が作成しております設計基準に基づきまして、私どもの方で設計をして、設計額を予算化しました。で、この予算に上げた額そのものが入札の予定金額になっております。いずれもですね、7社で入札をいたしまして、約93%程度で落札をしております。そのため、残りの7%程度を今回減額したものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） いろいろ説明いただいたわけなんですけれども、予算上げるときにはですね、十分審査をしてですね、計上されるわけでございますので、そういうことで伺ったわけなんですけれども、説明を聞いておきますと、それぞれ事業なりですね、十分達成できたと、それから、そういったのを負担金と委託金とについてはですね、入札をして、適正な措置をされたということでございますので、よく理解できました。はい。

以上で終わります。

○議長（後藤 隆夫） ほかに、質疑ありませんか。8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 1つだけお尋ねいたします。児童措置費の私立保育園委託料が児童数の増ということで増額になっておりますが、この増員の意味合いというか、当初見込み数との相違ということなんでしょうか。それとも、その期中に特別に増員されたとかいうような、その意味合いを教えてください。

○議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） これは予算を作成をしますときに、前年度の実績、そういうものを勘案しながら、おおむねこの人数でということで予算を計上いたしますが、昨年の12月時点で、ゼロ歳児が13名、それから1、2歳児が9名ほど当初見込みよりも増えておりました。その関係で、小さい子供さんほど保育単価が高いということもございまして、そのような増額の結果になっております。

○議長（後藤 隆夫） 8番、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） 説明わかりましたけれども、この、そういう増員ができるということは、園の町内なり、園の、まだ預かる余裕があるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） 当初の4月時点の入所申し込み時点では、115%までの枠がございます。その後年度途中で、どうしてもということがございますので、年度途中では125%まで入所が可能な状況になっております。全体的には、公立が80%弱、それから私立がおおむね120%強ということで、私立保育園につきましては、入所希望が多い結果、120%超えるような入所状況になっている現状がございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第4号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決をされました。

---

## 日程第2. 議案第5号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第2、議案第5号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） これは国の第2次補正予算を受けての補正ですけれども、町民の関心事は、定額給付金支給はどのような方法で行うのかと、また、いつから支給されるのかということです。マスコミでは既に青森県西目屋村で5日の10時から支給が始まるということで、大変取り上げられておりました。北海道でも同じようなところがあったそうでございます。

高鍋の人口を考えると、確かに口座へ振り込みが簡単かもしれませんが、商店街と一体になった取り組みを考えれば、現金を皆さんにお渡ししたほうが、より効果的と考えますが、いかがでしょうか。

地域活性化予算は、戸籍電算化に着手され、委託料としてほとんどが消えます。それでは地域活性化にならないと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

また、この予算は従前に一般会計から使った分に充てることでも可能と考えております。国からの指針内容はどのようになっているのでしょうか。

子育て支援応援特別交付事業は特定の年齢層に限っての支給となり、既に学校などへ通っている世帯は対象となりません。そのような家庭の方から、上の子供が高校に通っており、教育費も1番必要な私たちにもぜひ支給してほしいとの要望が出されました。国の政策で地方自治体に言われても仕方ないことだと考えますが、町長はこのような町民の声をどう思われるのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 答えいたします。

まず、定額給付金についてであります。申請及び給付の方法については、件数、金額とも膨大な量になることから、原則として、振り込み口座を記した申請書を本人確認書、書類とともに御返送いただき振り込みを行う郵送申請方式、または、振込口座を記した申請書を窓口へ御提出いただき振り込みを行う窓口申請方式の2通りを考えております。支給開始は早くても4月下旬になると考えております。

なお、現金給付については、多額の金額となりますので、安全性の観点から、また事務上のミスを防止する観点から、原則的に振り込みを主体としたいと考えております。

次に、子育て応援特別手当についてであります。現下の厳しい財政状況、経済状況において、多子世帯の子育て負担に対する配慮として支給するものであります。町民の生活

を守る者の立場といたしましては、すべての子育て家庭に同様に支給することが望ましいと考えますが、国が限られた予算を有効に活用するため、多子世帯に幼児教育の子育ての負担にですね、的を絞ったもので、幼児教育の子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものと考えております。

その他の質問につきましては、事務的なことでありますので、また担当課長に説明をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 今回、地域活性化のこの予算は、戸籍電算化に充てたその主な理由といたしますか、ということですが、長年ですね、戸籍電算化するというを高鍋町は懸案事項でございました。というのは、前もちょっと御説明申し上げましたけど、全国的にも80%程度がもう普及化してるし、町内でもうちと西米良村だけと、ということにして、現にまた、内部の今使ってます戸籍電算化がもう1年、2年弱でシステムがダウンするといいますか、保守管理ができないと業者のほうも言ってますので、なかなかそういう状況でして、財政課としてはもう、この戸籍電算化が最大の懸案事項で残っております。

で、21年度についてはもうぜひ予算化をせないかんということで、資金繰りを県の方とも相談しながら対策を練っていたところでございます。そういった矢先に、こういった臨時交付金が交付されるということで、いろんな対象事業が決めてありますけれども、この中にIT関連の推進ということで、インフラ整備ということが、該当の当然になりますので、ぜひ、この電算化に使わせていただきたいというようなことで、今回計上させていただいたところでございます。

それと、この事業の内容について、遡って適用できないのかというようなお尋ねと思いますが、11月1日以降の分につきましては、遡ってできるようでございます。しかしながら、1億円ほどの、その事業がですね、やったかということ、そういった事業はありませんので、またその事業がこの交付金の目的に合うかどうかということも、そういった事業もほとんどないと思いますので、遡って適用することは、ちょっと効果的でないというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 確かにですね、これは多分地域活性化の問題で言えば、多分12月ぐらいに通達がおりてきて、2月11日が締め切りということで、とてもじゃないけど、事務の算定が間に合わないということだったんじゃないかなと思うんですよ。国も、私もやり方がちょっとひどいなと。これもう、あくまでも申請主義ということで、申請をしないと1円ももらえないということだったので、慌ててね、何か、今までやりたかったものに投資していきたいという高鍋町の思いはですね、すごく伝わってくるんですよ。だけど、先ほどね、ちょっと答弁の中であったように、県とも協議をされていたということ

であればね、県も何らかの形で、ひよっとしたら支援をね、考えていたところが、ひよっとしたら、あるんじゃないかなと、さっきちょっと思ってたんですよ、私の中ではですね。で、私も政府交渉の中で、今年の政府交渉の中にはね、これを入れていこうと思ってたんです。というのは、先ほども答弁があったように、全国的にはもう80%、これはクリアしているにもかかわらず高鍋町はやっぱり予算がないということで、なかなかできない。そしてもうあと2年か3年したらもう対応できなくなる。そういう状態を見たときにね、財務省あたりがね、できれば、やってないところに特別支援金みたいなのを配ってやってもらえないかということ、今年ね、正直なところ何がし要望しようと思ってたんです。もうそうしないと、とてもじゃないけど、高鍋町お金がないので、1億5,000万ものお金っていうのは、とてもじゃないけど、出ないと、私もそういう判断はしておりました。しかし、私、もしね、県と引き続き交渉していただいて、これ以上に恐らくお金がかかるだろうと思うんですね。この電算化についてのことはもう少しお金がかかるだろうと思うんですね。この後の分についてもですね、引き続き県との交渉をね、できれば続けていただけたら、ありがたいと思うんですが、そのことについてはどうでしょうか。

そしてですね、これは宮日にも、多分ですね、この地域活性化生活対策臨時交付金の算定については金額が載ったと思うんでね。これによるとですね、これ財政力指数によって過去3年間分の平均で出していますので、財政力指数が低ければ低いほど逆にもらえるお金が大きいということで、非常にね、高鍋町は近隣の町村に比べたら低いんですね。そういうことから考えたときに、例えば、新富町あたりからもすると低いんですね。ところが、新富町あたりはですね、要するに、基地再編の交付金とかありますよね。それは入らない、今年が多分入らなかったんだらうと、過去3年間の中で入れなかったんだらうと思うんですが、新富町よりもね、やっぱり2,200万円から少ない。まして、西米良村あたりからすると、6,000万円くらい少ないわけですよ。そういうことを考えたときには、非常にね、やっぱ高鍋町が受けてる打撃っていうのは大きい部分があると私自身は考えるんですね。そして、そういうことを考えたときに、従前の仕事についてもできるっていうことであれば、これは本来なら一般会計から拠出をしなければならなかった部分に拠出しなくてもいいという部分だろうと思うんですね。だから例えば、この地域活性化の政策を出して、ほんとに出す時間がもっとうち余裕があればですね、もっと余裕があれば、やっぱり地域の業者の皆さんから言えばね、できれば地域内の仕事、活性化の問題にもっと取り組んでほしかったという要望が恐らく出されたんじゃないかなというふうに思うんですね。だからやっぱし、私、国のやり方がちょっとここではいけないと思うんですが、それについてもですね、電算化について、これ以上ね、どれぐらいのお金がかかると予想されているのか、そこのところをお伺いしたいと思います。

それからですね、先ほどの答弁の中でですね、定額給付金のことなんですが、4月下旬ということ、町長は答弁されましたけれども、恐らくね、今もうマスコミでわあっと取り上げて、みんな忘れ去られてる、忘れ去られてるぐらいの感じになると、みんな、もうマ

スコミでじゃんじゃん取り上げてるために、なぜ高鍋町はね、もっと早く支給できないのかという苦情がね、恐らく寄せられるんじゃないかなというふうに思うんですね。これはもっとね、早まらないでしょうかねえ。やっぱ中旬よりも、できればもう新規の入学者ともいっちゃいますので、例えば、入学生、小学校、中学校の入学をね、抱えてらっしゃる世帯から言えば、もっと早くいただければ、かばんなり、今まで考えてた机なりにね、買おうかと。地域の家具屋さんとか、地域のところで買おうかというところもね、恐らく出てくるんじゃないかなと思うんですよね。だから、できれば、この支給時期をね、もっと早めることができないのか、そういう検討をね、もう一度していただけないかということなんですが、このことについても答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 1番最後にですね、4月下旬にということ私が申しましたが、何とかですね、1日でも早い支給ができるように努力したいと思っております。

事務的なこととなりますと、担当課長からですね、答弁をいたさせます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 企画商工課長。

○企画商工課長（東 啓三君） 只今、町長が答弁したとおりでございますけれども、確かに支給を早めたとしてもですね、国から現在給付金が入ってきますのが、早くて4月中旬ということを知っておりますので、担当課としても、できるだけ早い努力はしたいと思いますが、給付するお金がないということになれば、ちょっと難しいのではないかなというふうに考えてるところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 町民課長。

○町民課長（山本 泰英君） 戸籍の電算化につきましてはですね、今回第1次稼働ということで、今回の補正に計上させておりますが、続きまして、第2次稼働ということで、平成改製原戸籍をですね、予定しております。それで、2次稼働に対する予算がですね、1,229万円程度ですね。それから稼働後のですね、ソフトとかシステム使用料がですね、260万円程度ですね。それと、その後ですね、ランニングコストとしまして、ソフトシステム使用料が必要になりますので、これが327万円程度必要かと思っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 企画商工課長が答弁されましたけれども、確かに国からお金がね、入ってこないんですよ。4月中旬、恐らくそれ以降になるだろうと。遅れてしまうと、恐らく4月の下旬にずれ込むんじゃないかという話までね、ちょっとある状態なんですね。だから、今の混沌とした政治情勢の中では、政局の中では、かなり事務的には粛々と進めていくということは国の方のね、事務方の方は申し上げていらっしゃるんですけども、でもね、例えば、青森県の西目屋村の町長さんの話がもうここところ3日間ずうっと出てますので、逐次ね、わかるんですけども、まだお金が振り込まれてないのにどうされ

たんですかって言ったら、それはもうね、万全を期して、基金とかも積み立てておりますので、その中からね、流用させていただくようにちゃんと議会の了承も得ておりますし、とにかく1番にすればマスコミから取り上げられるということをね、しっかりと計算してやられたようなんですね。だから、確かに世帯数も少なく、まして、お祝いのし袋に入れてね、やったということがもう全国的に、もう西目屋村はそれこそ西米良村じゃないやろうか、宮崎じゃないやろうかと思うぐらい、とにかく西目屋っていうのがね、とにかく皆さんここ3日間か4日間というのは、もうずっと報道されてますのでね。やっぱり第1号にもらわれた方もフラッシュを浴びて、いろんなお話をされてましたけど、そういうのをね、高鍋町民の皆さん見てらっしゃるわけですよ。だから、ちょっと私も役員会があって参加したら、高鍋町はいつくれるっちゃろかね、って、もらえるものは1日でも早いほうがいいと、というような話とかね、やっぱりされるわけですよ。だから、みんながわくわくっとされてるときをやっぱり考えたときに、お金のね、入ってくる時期を言われると、非常に私がくりとしてしまうんですが、そのことについてはですね、町長ね、方法がいろいろあるだろうと思うんですよ。お金が、例えば、国のお金が入ってくるということはどうわかってるわけですから。それに向けてね、どういう努力をしていただけるか。そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 資金手当てができるかどうかですね、ちょっと考えてみないとわかりませんので、1日でも早くですね、町民の皆さんには渡せるような方策をですね、ちょっと考えてみたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 私は定額給付金についてですね、お伺いしたいわけなんですけれども、13番議員からですね、時期とか、方法についてですね、十分お伺いされましたので、私は企画費の中からのですね、経費について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

概要説明でございますけれども、事業費が3億4,000万円ですか、組まれておりますし、事務費が1,466万円ですね、計上されております。これは全額国庫補助ということでございます。

それで、私がちょっとお伺いしたいのはですね、事業費は精査されて要求された金額だろうと思うんですけれども、事務費についてですね、これも十分精査されて、計上されておると思います。ただ、ちょっと心配になったのがですね、事務費の中で、予算がですね、消化できなかった分、こういうものが生じたときとかですね、また不足する場合ですね。そういう場合に国庫補助としてですね、そういう措置がされるのかどうかですね。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 企画商工課長。

○企画商工課長（東 啓三君） 事務費のことについてお尋ねでございますけれども、まず、事務費の算定でございますが、全自治体共通といたしまして614万1,000円、

これはシステム改修とか、そういった部分に充てる金額でございますけれども、これプラスですね、世帯数掛けるの1,192円というのが一応の目安となっております。予算計上しております1,466万につきましては、この枠内に収まっているということになります。

余った場合、どうなるのかということでございますけれども、事務費につきましては、概算払いで8割程度が最初おりてくるということになっておりまして、その後、精算が発生するというような状況でございますので、若干、執行状況によっては、余る分は出てくるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 概算払いということで算定されてですね、支払いされると。で、最終的には精算されるということでございますので、了解をいたしました。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。14番、春成勇議員。

○14番（春成 勇君） 工事請負費ですかね、土木費の中の、13ページですね。これは大体どちらの工事になるのか。舗装とかですね、そういう感じなのか、ちょっと教えてください。

○議長（後藤 隆夫） 都市建設課長。

○都市建設課長（間 省二君） 工事場所におきましてはですね、権現前茂広毛線等を予定いたしております。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） ちょっと補足をさせていただきます。

今回道路整備で上げておりますけれども、戸籍電算化を有効に使うためにですね、入札等でですね、差額が出た場合に有効に使うという目的で、そういったときに道路整備に充当させていただきたいというふうに考えております。

その充当できなかった分についてはですね、6月の補正で組みかえ補正を即させていただきます。有効に起債等もその時には活用できますので、新年度に組みかえ補正をさせていただきます。そういうことで御理解をお願いします。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第5号平成20年度高鍋町

一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。15分から再開をいたします。

午前11時07分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

.....

**日程第3. 議案第6号**

○議長（後藤 隆夫） 日程第3、議案第6号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 特定健診については健診率が高かったようなんですけれども、その中でですね、メタボなどの問題点など出てきた人たちに対する対応というのは整理されているのでしょうか。また、どのような対応がなされてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案6号につきまして、詳細につきまして、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 町民課長。

○町民課長（山本 泰英君） 私の方から特定健診率の高かったことによる問題点と整理について、御答弁させていただきます。

医療制度の改正によりまして、対象者がですね、「治療中の人を除く」から、「40歳以上の全対象者」になったわけですが、そのようなことに対しまして、今回は個別通知を全員にしたところがございます。そういうことによりまして受診率が大幅に高くなりました。今年度の受診率につきましては25%目標でしたけど、最終的には26.3%程度になるものと考えております。前年度が8.3%となっておりましたので、非常に高くはなったわけですが、将来的にはですね、5年後に65%目標ということ掲げておりますので、今後そのことについてですね、いろいろ対策をとっていかねばならないと思っております。

それから、健診にですね、無関心の方々がまだまだいらっしゃいますので、その方々をですね、どのようにアプローチして健診に結びつけるかということと、受診の結果を見てですね、見るだけでですね、その後生活習慣病予防のための行動を起こさないというか、お医者さんにかからないって方がまだいらっしゃいますので、そのような方をですね、どういうふうに支援、指導していくかが、今後残された課題になっていくかと思っておりますので、その辺のところですね、今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 例えばですね、この健診率が高かったことによってですね、中にはですね、やっぱメタボとかいろんな病気を発生する前ということなんかもね、上がってきてるんじゃないかなと思うんです。予防の観点からですね、これが課が違うんですよ。町民課の国保のメタボ健診だけについては、特定健診については国保で、町民課でやると。その後の対応については、福祉保健課で行っていくという、この連携プレーが多分しっかりとできていると思うんですけども、その後、だからメタボだと診断された方々がね、追跡調査をしないと、どういったことをしてきているのかって、例えば運動をしてきているのか、運動してちゃんとメタボを解消するように努力しているのか。それとも、どういった食事をしてきているのかってということがね、非常に、次の、この特定健診が入れられた一番大きな理由は医療費がね、やっぱ高騰してきてるってことに1番国は危惧してるわけですよ。そこについて、やっぱり自分の自己責任であるところの食事なり、そういうものの健診についてしっかりと受けていただきたいということがあって、導入されたという経緯があると思うんですけども、やはりそこが一貫性がないと、なかなかね、特定健診だけは受けたけれども、後のフォローを何にもやってないのでは、もう健診だけしたって何にもならない。逆に言えば、やっぱそれをちゃんと食事のフォロー、運動のフォローをしっかりとしていくことによって、特定健診が生きてくるというところがあると思うんですが、そのことについてはですね、どのような体制をとってこられてるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） 特定健診を受診をされた方々の中で、動機づけ、いわゆる軽度のメタボという方々が40歳から64歳で64名、それから65歳から74歳で138名の14.4%ほどいらっしゃるようでございます。

それから積極的動機づけ、これはメタボがかなり進んでいる方という範疇に入る方でございますが、この方々が48名、3.8%の率になっております。

こういう方々について、保健師と管理栄養士がそれぞれ軽度、それから重度のそれぞれのメニューに従って指導を行ってまいります。軽度の方につきましては、チェックリストを用意いたしまして、電話等の、あるいは場合によっては面接という形で運動指導、それから食育の指導を行うことになっております。

それから、積極的指導につきましては、面接が原則ということで、これも運動指導から食育指導を今後行っていくということで、それを追跡をしながら評価をしていくということになってまいります。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） これに関連してですね、私は体育館を大体利用してる人間なので、町長にね、お願いがあるんですよ。例えば、このメタボでね、健診、先ほど言われるように、答弁があったようにですね、軽度の方、かなり進んでいる方とともに合算したら、

かなりの方がやっぱりおられるということを考えたときに、できれば、家庭の日なんかです。でも、そういうところやっぱり開けて、無料で、そういうところで、ちゃんとそういうメタボ対策の運動、軽い運動がね、できるような対策を立てていただきたいと思うんです。そうでないと、そういう一貫性がないと、健診に行って、保健師なり管理栄養士が指導、だから一貫して、例えば、そこに運動、プラス運動というのが加わっていくと、かなりメタボの解消というのはできてくるというふうに見えるんですね。そして、運動することによって精神的な分野での脳のバランス、体の発育と脳の使う部分が非常にバランスよくなって、精神的疾患もね、かなり緩和されるんじゃないかなというふうに思うんです。昼間なんかは当然働いていらっしゃる方が40歳以上多いわけですから、退職されて家にいらっしゃる方については通常の体育館とか、そういう運動場などの利用についても、できるだけ、そういう運動によってメタボを解消するという集団にはですね、できれば利用料を安くしていきなり、いろんなことをして対策となりして、できるだけ医療費をね、大きくしない、という観点をね、つくっていただきたいと思うんですが、そのことについて、町長は私の提案についてですね、どうお考えでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 議員のおっしゃるとおり、大変いいことだと私も思っております。家庭の日といいますのは、メタボとか、そういう特定健診でひっかかった人がですね、家庭といいますか、子供さんたちと一緒にですね、また体育館を使って、そういった運動をしてもらうような対策をですね、社会教育課、それから福祉保健課、町民課等とですね、協議をさせまして、前向きにそういった取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第6号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第7号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第4、議案第7号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 町長の説明の中でですね、これ再算定をとの説明だったと思うんですけども、その内容をですね、詳しく説明していただけないでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 事務的な事でございますので、担当課長より詳細に説明をいただきます。

○議長（後藤 隆夫） 町民課長。

○町民課長（山本 泰英君） この金額につきましてはですね、基本的な後期高齢者医療広域連合で決定した金額ということで補正させていただいたものです。

主な内容につきましては、制度改正によりまして、保険料の7割軽減が8.5割軽減になったこと、それから、所得割5割軽減が追加されたことによる保険料の減額、それと軽減対象者が見込みより少なかったために、保険基盤安定負担金及び広域連合に対する共通経費が減額となったことによるものでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） できればですね、これで採決ですので、大変申しわけないんですが、7割が8.5割へ変更になったっていうこともあるんですが、見込みより少なかったということなんですが、どういう内容なのか、できれば人数ぐらいがわかると大変ありがたいと思うんですが。持ってきてらっしゃらないかもしれませんので、できれば、できれば、その数字は知りたいなあと思うんですよ。やっぱり高鍋町のお年寄りの収入の状態がね、どうなのかなあって。やはり後期高齢者医療制度になって、新たに保険料を支払わなければならなくなった人たちからするとですね、非常に問題があるということを最初から私指摘をしてきてるわけですね。だから、このことから考えたら、7割がね、8.5割軽減へ、5割が軽減措置ということになってきて、だんだんね、軽減措置が増えてきたことはいいんですが、そこにね、かかる人たちというのが多いということは逆に言えば、収入が少ない人が多いということ、裏付けだろうと思うんですね。だから一体何%ぐらいの割合でいらっしゃるのかということ、ある程度把握しておけば、本当に保険料がね、これからどんどんどんどん上がってくる。先ほども申し上げましたけれども、やはり病気になる対策というのをね、しっかりと再構築していかないと大変なのかなあというところもね。保険証がなくなる方もね、ひょっとしたら、出てくるんじゃないかなあというのを非常に心配するわけですよ。だから、この8.5割軽減と5割軽減にかからない人たちで、ぎりぎり台のところがかからない方もたくさんいらっしゃると思うんです。だから、その方たちがね、保険料負担がどうなるのかなあということ非常に心配ですので、できれば数がわかれば教えていただければと思うんですが。

○議長（後藤 隆夫） 町民課長。

○町民課長（山本 泰英君） この保険料の額につきましてはですね、広域連合のほうで決

定するわけでありまして、その件数とか、そういうことについてはですね、ちょっと把握、今のところ把握しておりません。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第7号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第5. 議案第8号

○議長（後藤 隆夫） 日程第5、議案第8号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） これはですね、直接関係がないかもしれませんが、使用料の請求漏れが発生しましたよね。一昨日の議員協議会での説明も受けました。遡及できない金額については、町長ですね、自らの責任と職員の責任はとりますと言われました。確かにこれは現町長で発見し、従前の町長には何らの責任も問われないことは一末のですね、不安が残されるところなんですね。しかし、この間、退職した職員もいるのではないかと考えるとですね、その責任を現在の職員にだけ追及することになれば、これからもしですね、請求漏れや事務ミスなどがあっても、見つけにくい状況、いわゆる隠されてしまう状況が出てくるんじゃないかなと思うんですね。だから、そういうことをですね、やっぱ町長はね、どのようにお考えで、あのような発言になったのかということを確認をさせて、議場でですね、確認をさせていただきたいと思います。

それからですね、雑入のところですね、下水道の使用料の協力金ということで、認可区域外の方の使用ってのが2件ありますけれども、これ以外にもですね、例えば、ひょっとしたら、ご存じの方だけが、2件だけがされたのであって、ご存じのない方がね、ひょっとしたら、うちも利用したいんだけどという方が近くにね、道1本、1本ちゅうか、隔てて、うちも利用したいんだけど、後で聞いて知ったという方なんかもひょっとしたらいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の認可区域外の方が利用できるということをですね、例えば、認可区域の外であっても、そばの人ですよ、道路を隔てて

同じところにつなが込みをする、できるという方についてですね、どのような説明をされているのか、そこだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

職員の職務に係るですね、倫理の問題であります、公務に対する町民の信頼を確保するためには、職務の公正さに対する町民の疑惑や不信を招く行為を防止する必要があります。そのためにはですね、職員が虚偽の真実や隠ぺいを行うことを禁ずることが基本であります。倫理の保持については厳しく指導し、それが守られるよう努めてまいりたいと思っております。

あとの雑入の関係につきましてはですね、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 環境整備課長。

○環境整備課長（日野 祥二君） 使用者協力金、いわゆる認可区域外の方で下水道につながりたいという方がいらっしゃる時に、どんな対応をするのかという御質疑であります、通常ですね、工事をやる場合に、何の工事だろうかということですね、付近の方が出て来られたりする場合があります。そのときに、私んところはどうかね、いわゆる隣接するところですが、そういう方がいらっしゃる場合は、実はこうこういうことで認可区域内が基本的にはつなげるんですが、もし必要があればお話しくださいと、こういう形の協力金という形のお金をいただきますが、つなぐことはできますよという御説明はしておるところです。ただ、基本的に下水道というのは認可区域内をやることになっておりますんで、広報等でこういうことができますというところまではしてはおりませんが、現実には工事のときにですね、そういうお話をしながら、理解をいただいているというような状況であります。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第8号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6. 議案第9号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第6、議案第9号平成20年度高鍋町介護保険特別会計

補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） グループホームなどの入所者が少なくなっているようですが、認定基準が厳しくなっているのではないかと伺います。

逆に、居宅介護が増加しているようですが、家族介護者への負担軽減はどう図られているのか、伺います。

有料老人ホームは高鍋にはありませんけれども、取れるだけの費用負担を入所者をお願いし、家族は姉妹などで、負担しながら、やむを得ず入所させているとのお話をよく耳にします。現在ホーム運営は自治体の窓口を通さないために、入所者、働く人々の給与など、本当に耳にすると怒りが込み上げてくる状況です。そういう状況をですね、町民からどのように聞き取りをなされ、どのように把握をされてるのか、伺います。

その内容をしっかりと把握することは町民が主役の町長には必要と考えておりますので、どのようにお考えか、伺いたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

現在、町内において有料老人ホームの施設はですね、開設されておりませんが、町民の方が施設の利用を希望される場合は、町外の施設を利用されております。

お尋ねの事案につきましては、各施設に相談窓口が設置されており、そこで施設が直接対応することとなっておりますが、町といたしましても、情報等の提供があれば、福祉事務所等とですね、連携し、適切な対応ですね、してまいりたいと思っております。

その他の質問につきましてはですね、事務的なことでありますので担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） グループホームの管理について質疑がございましたので、私の方でお答えをしたいと思います。まず1つは、グループホームの入所者が少なくなっているのではないかとということのお尋ねでございますけれども、平成18年度の制度改正に伴いまして、グループホームについては地域密着型サービスというサービスの類型に分類をされております。これは町が許認可権を、指導監査権まで有するということとなりますが、このグループホームにつきましては、原則町内の居住者しか利用ができないということになっております。そのために、近隣市町村間の条件を満たさない場合は、他市町村への入所が制限をされてしまうということになります。

第3期の事業計画、平成18年度から21年度までの3カ年計画でございますけれども、この際には、既に入所しておられます利用者を含めて、近隣市町村のグループホームに入所可能な最大60床を推計をいたしておりました。しかしながら、現在は43名から45名の方がサービスを利用されているということで、計画策定の段階からしますと15名程度の方々が減ってきたということになります。

それから、グループホームの入所者が少なくなったのは認定基準が厳しくなったのではないかというお尋ねでございますけれども、利用するための認定基準については特段の変更はございません。ただ、先ほど申し上げましたように、地域密着型のサービスということになりましたので、その町に所在する施設にはその町に居住する人しか入居できないということになってまいりましたことで、入所者が減少してきたということは言えるというふうに思います。

それから、次に、居宅介護の増加でございますけれども、これは端的に利用者の増加が要因ということになります。年度当初におきましては315人という形で推計をしておりましたが、現在390人の方が居宅介護、いわゆる訪問介護でありますとか、通所介護、そういうサービスを利用しているということになっております。

その居宅で介護する家族介護者の負担の軽減の件でございますけれども、現在、介護保険制度の中でケアプランを作成する際に、家族等の要望が十分に可能な限り反映できるように、細心の注意の配慮をしながらケアプランを立てている。そういうことで、家族の要望を十分に取り入れているのではないかというふうに考えております。

それから、そのほかには、介護を必要とする高齢者の住宅改造を支援する住宅改造助成事業、それから健康医療相談等に24時間対応できる緊急通報システム事業、それから紙おむつ等の現物支給を行う在宅介護用品支給事業を実施しておりますが、これらによって、一定の家族介護者の精神的あるいは経済的負担の軽減が図られているのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 確かにね、居宅介護をされてる方、私も何人かお伺いしてですね、非常に大変であるということをお伺いします。介護をしてる人がね、私が病気になったらどうしようと、非常にね、心配をされています。そういうお話を聞くたびに、やはりいつも考えることは、介護してる人の、介護する人、される人、どちらのこともね、しっかりと町政は、要するに行政はね、フォローしていく必要があるというふうに考えてるんですね。確かに、先ほど答弁があったようにですね、さまざまな支援を行いながら、できるだけ介護をする人のフォローをしていくという状況は見受けられるんですけども、私はやはりですね、町単独事業でですね、介護手当なりを、また創設していただきたい。そして、そのことがですね、介護してる人たちへの御褒美、やっぱり月ね、1万円とか支給していただくこと。財政的に非常に厳しいとはわかるんです。だけど、私も政府に今度要求もしていきたいと思えます。その中でですね、やはり町単独でも、介護をする人、これからますますお年寄りが増えてくる。そして施設介護になれば、当然介護保険料が上がりがちで、保険料負担が大きくなる。居宅介護になれば保険料負担も自ずと少なくなる。その中でですね、できるだけ、やっぱり高鍋町が子供たちへの手当でも十分にしていく。そのまたお年寄りの方にも十分な手当をしていく。これから介護する人される人、本当に温かい気持ちで笑顔でやっば介護ができるような形の提案をさせていただきたいんですが、

やっぱり介護手当などをね、やっぱり創設またしていく。昔あったようなね、介護手当を創設していく。それが金額が幾らであっても、やっぱり高鍋町が介護してる人の立場しっかりと考えてますよ、頑張ってくださいと、言葉には出さなくても、これで私たちが、今高鍋町でできることはこれだということをね、示していただけないかなと思うんです。だから例えばですね、居宅介護がこれからますます増えるのかどうか、そこ、どのように考えていらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） 現在、国の考え方としては、施設介護から在宅介護という流れを推し進めております。当然、そういう状況の中にありますと、在宅介護が増えてくるだろうということは想定をされます。しかも、高齢者の数がどんどん増えてくるという状況にもございますので、在宅介護の方が当然増えてくるだろうというふうに予想しております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） ちょっと試すようで申しわけないと思うんですが、町長ね、この有料老人ホーム、確かに高鍋はございません。しかし、他町のね、有料老人ホーム、大体月々幾らぐらいかかるとお考えでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） ちょっとですね、言われましたが、ちょっと私は把握をしております。うわさに聞くと、20万円から30万円ぐらいかかる人もいらっしゃるとは聞いておりますですね。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第9号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第10号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第7、議案第10号平成20年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

- 13番（中村 末子君） 3名がですね、一括納付をされたということでの提案がされておりますけれども、計画の進捗状況ですね。これはどうなっているのでしょうか。
- 議長（後藤 隆夫） 町長。
- 町長（小澤 浩一君） 御質問がですね、事務的なことでありますので、担当課長より答弁をいたさせます。
- 議長（後藤 隆夫） 都市建設課長。
- 都市建設課長（間 省二君） 計画の進捗状況でございますが、現在分割納付12名、一括納付1名の清算事務を行っております。
- 調定額に対しまして、徴収率は94.71%でございます。
- 議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから議案第10号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第10号平成20年度の高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8. 議案第11号

日程第9. 議案第12号

日程第10. 議案第13号

日程第11. 議案第14号

日程第12. 議案第15号

日程第13. 議案第16号

日程第14. 議案第17号

日程第15. 議案第18号

日程第16. 議案第19号

日程第17. 議案第20号

日程第18. 議案第21号

日程第19. 議案第22号

日程第20. 議案第23号

日程第21. 議案第24号

日程第 2 2 . 議案第 2 5 号

日程第 2 3 . 議案第 2 6 号

日程第 2 4 . 議案第 2 7 号

日程第 2 5 . 議案第 2 8 号

日程第 2 6 . 議案第 2 9 号

日程第 2 7 . 議案第 3 0 号

日程第 2 8 . 議案第 3 1 号

日程第 2 9 . 議案第 3 2 号

日程第 3 0 . 議案第 3 3 号

日程第 3 1 . 議案第 3 4 号

日程第 3 2 . 議案第 3 5 号

日程第 3 3 . 議案第 3 6 号

日程第 3 4 . 議案第 3 7 号

日程第 3 5 . 議案第 3 8 号

日程第 3 6 . 議案第 3 9 号

日程第 3 7 . 議案第 4 0 号

日程第 3 8 . 議案第 4 1 号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第 8、議案第 1 1 号高鍋町監査委員条例の一部改正についてから、日程第 3 8、議案第 4 1 号平成 2 1 年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上 3 1 件を一括議題とし、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 1 1 号高鍋町監査委員条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。1 3 番、中村末子議員。

○1 3 番（中村 末子君） すみません、押したつもりになって。

財政健全化法の概要をですね、述べていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

健全化法の目的はですね、従来の地方財政再建促進特別措置法では不十分であった事項を整備し、地方公共団体の財政の健全化を進めるということをうたっておりますので、詳細につきましてはですね、また担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 概要ということで簡潔に申し上げますが、平成 1 9 年財政の健全化に関する法律が制定されまして、これをもちまして、1 9 年度決算を 2 0 年の 9 月決算議会にですね、1 9 年度分をこの議会にお示したところでございます。

その内容といたしまして、4 つの指数を示すようになってるんですけども、実質赤字の比率、それから連結の赤字の比率、そして実質公債費比率、それから将来の負担比率、この 4 つの比率を議会に報告したところでございます。この内容は監査委員に審査をしま

して、そして監査委員の意見をつけまして、議会に報告。そして住民に公表するというような流れになります。それで、その数値の基準によりましてはですね、債権とか注意とか、わかり易く言いますと、イエローとかイエローカードとか、レッドカードというような数値を基準があります。それなりの対応を自治体はとらないかんというようなことでございます。

概要ですけれども、以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 今ね、財政課長が答弁されましたけれども、イエローカードになるところが大体25%と実質公債費比率が25%ですね。将来負担比率が350%ですね。ということで、宮崎県の中では、どこもその中に属するようなところっていうのは、イエローカードにも当たらないというようなところの判断が出てる部分があるんですね。ちょっと高いところで言えば、20%を超してるところで言えば、五ヶ瀬町当たりが20%ちょっと超してますので、25%に近いという形で、それでもイエローカードにもならないということで、国は、何かやぶへびだったというような思いでね、持ってらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんです。

でも、実質公債費比率の中でですね、高鍋町は18.5%、これは宮崎県の中でですね、5番目じゃなかったかな、高かったのが、5番目だったと思うんですが、将来の負担比率にしても、これ3番目に高いという状況っていうのが出て来てるわけですね。このことをですね、やはりどういった形ですね、解消していく。今度の健全化に関する法律の中でですね、どうこれを改善していく。イエローカードとはいえ、イエローカードでなかったからよかったというけれども、従来ですね、いわゆる公債費比率なんかから出していくとですね、どうなのかなっていうことがちょっとあるんですけど、従来公債費比率と実質公債費比率ということがどのような文言の中でね、違ってきているのか、連結実質赤字比率というのは、大体具体的にどんなものなのか、ということがね、これは例えば将来負担比率っていうのも、今までは余り聞いてない、私的には、余り聞いてない、聞きなれない言葉というのが中に入っておりますので、実際的にはですね、非常にその説明をしていただくことが肝要ではないかなというふうに思うんですが、やはりこれについてももう少しですね、詳しく、連結実質赤字比率とは何なのか。じゃあ、実質公債費比率とはどうなのか。将来負担比率とはどういうことなのか、ということをもう少し詳しく説明をしていただけないでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 詳しくと申しますか、もう詳しく語るとなかなか長くなってくるんですけども、ややこしい積算基礎となっておりますのでですね。

実質赤字比率、これは簡潔に申しますと、歳入総額から歳出総額、このバランスのことを申します。

それから、連結赤字比率につきましては、一般会計だけじゃなくて、他の会計、こうい

った特別会計を連結して総体的に出すということですね。

それから実質公債費比率、これにつきますと、ちょっと算式で申しますと、割合で出すんですけれども、標準財政規模からですね、ある一定の交付税に算入されます起債等の償還、元利償還額とを引きまして、元利償還金と準元利償還金、これを足した総体から、また償還のための特定財源、また交付税された起債等の償還額、こういったのの関係ですね、ややこしいんですけれども、割合を出すようになっております。

それから、将来的負担につきましては、高鍋町が職員が百何名いるわけなんですけれども、こういった人の退職金をどのぐらい将来的に払うか。そういったことを勘案しながらですね、どのぐらい将来に負担を負うてるか、ということと借金等ですね、そういったのを出すものでございます。

簡潔ですけれども、以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 将来の負担比率がやっぱ3番目に高いということは、ラスパイレスを含めてですね、やっぱり職員の給与を含めた形ですね、そういう費用負担も大きいということがね、ここで実質上に明らかになってきてる部分があると思うんですよね。だから、住民がやっぱりこれを熟知したならばですね、やっぱり公務員に対する風当たりが、高鍋町のですよ、高鍋町の公務員に対する風当たりがもっと強くなってくるんじゃないかなって、非常に、私心配してる部分があるんですね。だから、そのことを考えたときに、やはり将来負担比率がどうやったら減らしていくことができるのかということをおね、どういうふうに町長としてはお考えになっていらっしゃるのかなて、これは減らせないというふうにおね、思ってたら、それはちょっと違う。これを出した1番大きな理由は、国が出させた1番大きな理由は、もっと締め付けをして、財政改革などをどこまで推進していくか。そして、職員をどれだけ減らしていくかとかいうね、形での、いろんな書式が書いてあるわけですね。書類の中にはですね。だから多分、当然、他の自治体が夕張の問題が出てきたときにですね、こういうことをちゃんとさせれば、恐らくどこの自治体ももっと合併していくんじゃないかとか、もっと締めつけるんじゃないかということ、危機意識をおね、すごくあおって、これは健全化判断比率っていうのを、健全化法っていうのを出してきた部分っていうのがあるわけですね。その中で、やっぱりこれを受けて、比率は出したけれども、実際は何もしないと。イエローカードにも届かなかったんだから、何もしないということに、じゃあ、なり得るのかかどうかというところでね、町長がどう判断されてるかどうか。宮崎県の中でね、将来負担比率がやっぱ3番目に高いということをおね、考えたときに、非常にね、厳しい財政状況がこれから先生まれてくるということをおね、どうしていくのかということをおね、町長がどう考えていらっしゃるのかということ、非常に気になる場所であるんですね。だからそこをちょっとお伺いしておきたいなと思ひまして、質疑を行いました。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 例えばですね、人事評価制度とかですね、そういったものを進めながら、この地方公共団体ですね、財政の健全化、健全化策を私たちも作りまして、そして、それに沿ってですね、進めてまいりたいと思っております。厳しくやらなければ、財政はなかなか安定をしないと思っておりますので、その点は一生懸命ですね、職員と一緒に頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。13時から再開をいたします。

午後0時00分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

午前中に引き続き、総括質疑を行います。

議案第12号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 勤務時間が短縮されることはよいことなんですけれども、これをどのように守り、堅持していくかが大切だと考えます。時間外などについては、時間短縮によってどのように変化するとお考えなのか、お伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） この議案につきまして、詳細についてはですね、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（川野 文明君） 今回の改正についてはですね、40時間を38時間45分ということで、現在8時25分始まりの17時10分の終業になっております。この時間は変わりません。現在のお昼ですね、12時15分までの間の15分間が短縮されて昼休みが1時間となるようになってます。

今お尋ねの、このことによって生ずる影響を考えまして、第5次の行財政改革の中でもうたっておりますように、このことによって、やっぱ町民サービスに低下を招くといけないということももちましての、前日の議員協議会の中でも言いましたように、3月の午後7時までの一週間の時間延長、それから昼休みの窓口業務の充実、それから変形労働時間ということで、時間外等についてもですね、定期的な勤務については、例えば7時出勤の場合は4時退庁とかですね。そういう形で時間外の縮減等にも努めていきたいというふうに考えております。

とにかく、この時間短縮によって住民サービスの低下を招かないということを実原則にし

たいと思います。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 先ほどこちよと答弁が漏れてると思うんですが、時間外についてはどのように。時間外がどのようにね、例えば多くなるんじゃないかと危惧する部分があるわけですよ。変形労働時間ということをおね、今おっしゃったんですけれども、やっぱり時間を短縮した、イコール、時間外がふえた、では、やはり職員だけじゃなくて、やっぱり財政を圧迫していくという考え方があるわけですよ。職員は同じ勤務時間で、間の15分だけが少なくなったというだけのことですから、別段町民にも見えないし、だれにも、今の時点ではですね、余り見えない時間を短縮、短縮ということになると思うんですよ。だから、その部分が15分間が少なくなったことによる時間外などについて、どうなのかということをおね、だから15分が時間外に与える影響っていうのは、どういうふうに考えてらっしゃるのかなっていうのが、1つ聞きたかったんですよ。そこ、変形労働時間なんかをおね、答弁されましたので、ああ、そういうふうに考えてるのかなっていうのは、またちよとわかったんですけれど、この変形労働時間をね、どういうふうに使って、住民サービスをね、もっと充実させていく方向性がちよと見えたような気がするんですが、じゃあ変形労働時間についてはね、どういうふうに考えてらっしゃるんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（川野 文明君） 変形労働時間についてはですね、例えば、定例的な業務で決まる、例えば交通安全等の早朝広報何かもう定期的に、これはゼロのつく日とか、交通安全週間等ございます。現段階では、早朝1時間の時間外手当等になっておりますが、これを1つは、こういう定期的な決まったものについては、その変形労働時間で対応して、時間外手当の縮減を図りたいと。とか、例えば、会議がもう定期的に予定されてるものについても、時差出勤で、例えば9時とか9時半に出勤して、その分の時間外の縮減に努めるとか。そのことだけで時間外の縮減につながるかということではございませんが、全体的なですね、そういうことをやりながら、職員の勤務に対する意欲を持ってもらって、時間外勤務が起らないような職場環境をつくっていかねばならないと思っております。

ただ、煩雑期ですね、仕事のどうしても時間外必要な部分については、もう、いたしかたないということをお思っておりますが、時間外手当等の縮減にはいろんな形で努めなければならないと。この変形労働時間というか、勤務時間が、特に勤務時間が少なくなったことによって、その分時間外が多くなるというようなことはですね、招かないようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第13号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 外部評価委員の日当1万円と算定した理由は何なんでしょうか。行政事務連絡員は廃止でもなく、大幅な引き下げをしなかった理由はなぜか。また総額はどのぐらいの減額となるのか、お伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 外部評価委員会の委員が1万円ということで上げさせていただいてますが、外部評価委員会を今度立ち上げようと今準備進めております。委員についてはですね、5名ほど予定をいたしまして、その中の2人を学識経験者にですね、なっただけというふうに考えております。

その2名の方についての報酬でございまして、大学の教授の先生といいますか、教授の方にですね、お願いをするように予定してまして、この額を設定したとこでございまして、

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（川野 文明君） 行政事務連絡員の手当の関係ですが、総額についてはですね、約120万円の減額を見込んでおります。

それから、大幅な引き下げをしなかった理由ということですが、12月の議会等でも説明しておりますが、町内の各地区でですね、意見聴取、座談会を行いまして、その中ではですね、大幅な削減をとということで説明を当初してまいりました。その結果、その意見を集約した結果ですね、今の制度をやっぱ残す、現段階では今の制度でいくという方針、行革の方針と若干ずれたんですが、そういうことが今の高鍋町の行政を進めていく上では1番ベターではないかということになりました。その上で、じゃあ手当をとということになりまして、手当についてもですね、いろんな意見は出ましたが、当分の間は1割程度の削減をお願いしたい、というのは、※地区でですね、それぞれ予算化なりされてるところとか、いろいろありまして、そこあたりも、いろいろお聞きした上での結論といいますか、そういうことで1割ということを決めさせていただいたわけです。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 今の答弁を聞いてるとね、行政事務連絡員の手当が予算化されるというふうには聞こえたんですけど、違うんでしょ。違うと思うんですよ。行政事務連絡員はあくまでも非常勤特別職としての役割ですので、予算化がされてるということはね、ちょっと違う。そこはね、答弁がちょっと違うような気がするんです。予算との何の関係もないですよ。これは個人に渡るものだから。行政事務連絡員さんに渡るものだから、それは違うと思うんです。

それからですね、私がね、非常に気になってるのは、行政事務連絡員さんとお話をしたらですね、ここの備考欄に書いてあるんですね、私たち議員は当然、議員職員はね、当然町内宮崎市内の旅費についても、どうだこうだという論戦をね、張っていくのは、これは

※後段に訂正あり

もう仕方のないことだと思うんですね。でも、ここがね、私、行政事務連絡員さんというのは非常勤特別職という、いわゆる、やっぱり地方公務員の中のね、非常勤特別職という職にあるわけですね。それから考えたときにね、3番目に書いてある「ただし、交通指導員及び行政事務連絡員の町内旅費については1,000円とする」という規定があるわけですね。これ備考欄に書いてあるやつなんですけれども。こういうことから考えてね、やっぱりこれはそぐわないと、今の時期のね、行政改革大綱については、そぐわないんじゃないかなって。そういうところを、よそに置いておいて、やはりこういう提案をされるといことが非常にね、問題じゃないかなというのが、まず1つだと思うんです。

先ほどですね、これは外部評価員の日当を1万円と算定したということの理由の中にね、5名の中の2名が学識経験者で、大学の先生と。大学の先生ちゅうのはね、1日いっぱい出て、目いっぱい出てくるのかどうかはわからないけれども、「1万円も日当もらうと」、というね、住民からの意見が出そうな雰囲気なんです。だからこういう、この会議がですね、外部評価委員会の会議が一体年間どれぐらい企画されると考えていらっしゃるのか。それと時間的にはね、一体どれぐらいの時間をね、計画されてるのかっていうことは、これはある程度、提案理由の説明の中でも入れておいていただかないと、非常にね、やっぱり1万円という抽象的な表現だけでは、何に対して1万円なのか。朝ね、だから、朝8時から5時までが1万円なのか、それとも、どうなのかと。今ね、余儀なく派遣労働社員とか、もう退職を余儀なくされている。また、派遣労働社員のね、システムはよくご存じだろうと思うんですけれども、これ派遣会社がありまして、派遣会社が大部分とるわけですね。だから、派遣会社が支払ってる労働者への賃金というのは、間でとってるためにですね、最低賃金にも満たないところが、ときどき出てくる。でも、それがなくなっていくことで、厚生労働省のほうから、今度は罰則規定を含めた形での内容が出て来てる部分ちゅうのはあると思うんですね。だから、そういう人たちがいる一方でね、こういう諮問会議なり、外部評価委員会なり、委員会については、やはりそういった規定をしていくということ自体がね、非常に問題じゃないかなと思うんです。

それからですね、行政事務連絡員の廃止についてはですね、これ年間で800万円、そして私なんかはですね、地区の皆さんに、役員会に私出させていただくんですけれども、この行政改革大綱が出てきた時点です。私は皆さんに申し上げました。500万円については、何らかの形で地域自治公民館に反映していただけると、何らかの形でね。地域自治公民館に反映していただけるというお話ですので、皆さん期待を持って臨んでいただきたいと。だから、来年度の予算についてはね、ひょっとしたら10万円ぐらい加算されることがあるかもしれませんので、うれしいお知らせですとみたいな感じで、私も言ってきたんですね。去年からの役員会でも言ってきたんですよ、そういうふうです。各自治公民館には。だから、行政事務連絡員について、ほんとに、なぜ廃止できなかったのか。そして、話し合いをね、後手後手に何でなってきたのか。そして、その人たちの意見が最重要視されて、なぜ、わずかね、10%という、また来年度廃止をしたにして

もですね、1,300万円しかできないわけですよ、全額を切ったにしても。そして残りね、だから500万円については、ほんとは地域に還元される予定だったお金が、地域には1円も還元されないということになると、非常にね、ギャップが出てくる。考え方のギャップが出てくる。行政事務連絡員さん、イコール、公民館長さんでいらっしゃるところが82あるということで一般質問の答弁で私聞いております。そのことから考えたときに、別々のところは別ですよ。また考え方がちょっと違って来るかと思えますけれども、一緒のところに関してはですね、非常に何もご存じなかった町民の方がたくさんいらしたということがあって、やっぱりこの行政事務連絡員の廃止に伴って、地域へ、自治公民館へ、500万は何らかの形で還元されると言った、私が言ってきたことが、すべてうそになってきた。ということで、私、この前は、皆さんにおわびをしてきました。その説明をしながらですね、この前の役員会ではおわびをしてきました。ずっと、こうやって話し合いを続けていただいたんですけど、行政事務連絡員制度が廃止にならずに、1割程度の減額によって、大変申しわけないんですが、私がうれしいお知らせをしたんですが、大変残念なお知らせをしなければなりませんということで、これは言ってきました。だから、やはり、非常勤特別職という形での行政事務連絡員さんの問題というのを、非常に私重要視してる部分があるんですね。そしたら第5次行政改革大綱をもう一度書き直していく必要があるのかなって。だから、先ほどの答弁でね、当分の間、当分の間ちゅうのは2カ月なのか、1年なのか、2年なのかっていうのはわからないんですが、この当分の間という表現ではなく、いつまでこの減額でいくのか。今年1年なのか、来年から廃止するのか、そのところをね、明確に答弁をしていただきたいと思えます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（川野 文明君） まず、先ほど、行政事務連絡員、私の言い方がですね、行政事務連絡員の手当が、地区の予算化されてるというふうに言ったようですが、それは訂正いたします。行政事務連絡員の手当はあくまでも行政事務連絡員さん個人に出してる手当でございますので、訂正をお願いいたしたいと思えます。

それで、なぜ、こういうことになったのかということなんですが、先ほども申しましたが、いろんな、何度も説明しておりますが、いろんな意見がありました。いわゆる公民館にですね、この業務を委託するという方法で当初考えて行革大綱でうたったところなんです。それを実行しようということで、もちろん議会、今年の6月の議会でいろいろ審議をされて、それを受けてということにはなったんですが、その旨を説明しながらですね、8月中にずっと回りました。その中で、確かにその行政事務連絡員さんと公民館長さんとのですね、業務のあり方といいますか、その区別がついてないとか、行政事務連絡員制度をなくしたら、自分たちはその業務ができないとか、多数ですね、いろんな意見が各地区地区で出ております。それらを総合して、行革大綱にはそぐわない形になったんですが、現行制度をやはり続けるのがいいという結論になったということでございます。

それと、当分の間というのはですね、あくまでも、当初申しましたように、将来的には、

そういう公民館に委託するかどうかも含めまして、そういう検討をしながら、そういう形に持っていきたいと。ただ、21年、当分の間、21年、22年についてはですね、この制度を続けていかないと、今年いっぱい検討して、その結果が出るかということもまたわかりませんので、当分の間、この5次の期間中は現行制度で進みたいというふうに考えておるところでございます。

確かに、行革の中で打ち出しましてですね、当初にこういう大きな問題になりまして、大変、それを貫けなかったというか、そこについてはですね、提案した側がおわびしなければならぬ面もあるかと思いますが、座談会等の意見を通じては、最善策でですね、臨むべきではないかということで、こういう結果になったところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 1万円の設定の根拠といいますか、そういったことだと思うんですけども、まず業務量といいますかですね、その評価していただく内容ですけども、町全体的な業務ですね、多種多様にわたる業務を評価していただくわけですけども、そういった面からいってもですね、ある程度の知識を有してないと適切な評価ができないと。財政面とか行政サービス、それから効率性があるかどうか。こういった、いろんな角度からの評価になりますので、なかなか難しい部分があるということで、大学の先生にお願いするわけですけども、私はそういった面で客観的に見て、この額が高い低いといえますか、妥当だろうというふうに考えたところであります。

それから、年間どのぐらいそういった会議を予定してるかということですけども、これは業務用の内容でですね、どの部分をどういうふうにして委員会に諮るか、ということ、またちょっと変わってくる場合があります。年間の回数はですね、1日の時間についても、こういった形で進めていくかということで、またちょっと変わってくる場合ありまして、今のところは何とも言えないところでございます。

以上です。（「議長、備考欄についての答弁がない」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 隆夫） はい、暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

.....

午後1時23分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

総務課長。

○総務課長（川野 文明君） 失礼しました。備考欄のいわゆる行政事務連絡員は非常勤特別職で、今回報酬の見直しをやったと。で、町内旅費については1,000円だが、その報酬、その見直しはなぜしなかったのかという御質問でした。すみませんでした。

町内ですね、旅費についてはですね、はっきり言って、現行の1,000円をお願いしたいということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 見直しをしなかったということですね。

実はね、先ほど1万円の話をね、私はしたと思うんですよ、外部評価委員。それが大体、いかにも財政課長の答弁ではね、資料が膨大にあるとか、それをちゃんと評価していただかないといけないとか。例えばね、この大学の先生が、私も具体的にね、頭にあるのであれば、その方が地方自治に詳しい、極論を言えば、地方自治法、そして地方分権法、そして地方自治体の財政に周知をしていらっしゃる方なのかどうかというの、頭の中にあると思うんですね。ある程度わかっていると思うんです。例えば、地方財政を勉強していらっしゃる公立大学の先生とかね。この地方自治体を専門にお勉強していらっしゃる先生っていうのは、教授っていうのは、非常に全国的にも少ないんです。正直な話言うて。もう、これはもうね、外部評価委員で、もしそういう方をお呼びするとなればね、都会からね、公立大にもいらっしゃったかなと思うんですけども、その詳しくないのが実態です。地方自治体の財政っていうのも、どういった財政なのかと。だから例えば企業会計には詳しいけれども、こういった地方自治体の財政のあり方については余り詳しくないというね、方がほとんど、大学の先生でもほとんどじゃないかなと思うんです。まして、自治体の職員がどんな仕事をしているのか、そして他の企業と違ってね、評価をするときに、企業であれば、これがどれぐらいの利益率に結び付いたか、例えばISO何かをね、取得するときにそうなんですけれども、どれだけリスクが少ないか。そういうこともですね。だから販売するときのリスクが少なくなるのか。生産するときの、例えばいろんな事故が起きないとか。そういうことも含めて、評価の対象というのはいっぱいあるんですよ。企業であれば。ところがね、自治体の仕事っていうのは、見えるようで見えない。職員は仕事をずっとパソコン見て考えちよるけど、何じゃろかというところもあるけど、その間は、でも頭の中ではね、精一杯考えて、その仕事を、パソコンに向かっているだけが仕事じゃありませんし、例えばだから、土木関係で言えば、外に出ていってるから、町民からも見えると思うんですね。町民課であれば、例えば、戸籍を出してもらったり、住民票を出してもらったりとか、死亡通知書を出したりとか、こうね、死亡を出したりとか、結婚届を出したりとか、それを受理していただくから、実際的に、ああ、こういう事務をしてるんだなというのはわかりやすいけれども、普段はね、なかなかね、例えば福祉保健課で言えば、その対応を福祉保健課で対応できるような事案であれば、福祉保健課の窓口でこういう仕事もしてるっていうのはわかるけれども、余りお世話にならないということであれば、わからない。ということは、外部評価委員さんというのは、そういう仕事の内容をね、熟知していないと、かなり外部評価委員の皆さん、難しい、と、私考えるんです。基本的に。そして第5次行政改革大綱でもわかるようにね、ほとんど執行部側が提案したことを見ないと思うぐらいの早さで決めてしまう。だからこそ、今度の問題でね、私が非常に行政事務連絡員制度の廃止についても、私が非常に怒りに思ったのは、担当される方が中におられるにもかかわらず、賛成をされてきてるわけですよ。反対意見というのは出てきてないわけですよ。だから、これを見て、今までの諮問をされた委員会なり、何なりを、ずう

っと、私は入った委員会、そういう諮問委員会に入ってるのが、下水道のときと水道のとき2回入らせていただきました。そのときにやっぱり考えることは、執行部が提案したことに余りね、異論が出ない。出ないのは当たり前です。知らないんですから。知らないんですもん、だって。ね。いろんなこと知らないから出るはずがない。出せるはずがないというのが私のこの19年間のね、議員生活の中で思ってきたことなんです。そういうことを考えたときに、1万円の日当が果たして妥当かどうか、ということ考えたときに、本当にこの学識経験者の2名が地方自治の仕事に精通をしていらっしゃるのかどうか。また、その辺の大学の先生を連れて来てみてもね、何にもわからないと、言われる方。私が例えば下水道のときにも、お隣でね、ある大学の先生と一緒にしたけれども、まあ、ね、しょっちゅう書類は、渡した書類は忘れてこられるは、内容も検討してないわと。いうことがあってね。私、この人に日当出すのは惜しいなあと思うぐらいありましたもん。そういうこと考えたときに、ほんとに選ぶときには慎重にしていかないと、こういうことになるんですよ。私はそれ以外に入っていないからね、何とも言えないんですけども、私がこういうこと申し上げますと、口はばった言い方ですけども、今のね、地方自治体の財政状況、本当に運営状況というのは大変厳しいものがあるんですよ。その中で、安直な感じでね、やっぱりこれぐらいが妥当だろうというところで1万円ということをね、算定した、基礎の部分でね、一体どういう理由があるのかと。だから、例えば1時間しかしなかったと。書類を出してね。1時間しか見なかったと。それでも1万円かと。じゃ、その次の何も意見が出てこなかった、はい、じゃあもうよかったですよと、もう執行部が書かれてたとおりですよっていうふうになってしまったら、1時間、1時間で終わったら、じゃあ1時間1万円なのねっていうふうになってしまうじゃないですか。

私はね、そういうことするのであれば、私は逆に言えば、監査委員のね、監査委員の月給、月給制にして、もっと上げてほしい。しっかりと見ていただくには、もう外部評価委員制度っていうのも、もちろん大切ですよ、もちろん大切ですけども、もう、監査委員のね、給与を上げてでも、私はしっかりと監査の人たちに時間をたっぷり上げるほうがね、よっぽどいいと思う部分がある。費用は要りますよ。でも費用対効果で考えたときに、この1万円と算定した理由がね、私よく理解できないんです。大学の先生がいらっしゃるから、大学の先生は、例えば、押しなべて計算したときに、1日1万円の大体日当に値するから1万円にしましたということなのかどうかっていうことはね、私はそこを知りたかったわけですよ。だから、大学の先生だから1万円という答えというのがね、答弁というのが、本当に果たして合ってるのかどうかっていうところがね。じゃあ、5人いるんですよ。あとの3名はどこから選ぶんですか。その人たちには、例えば庁舎内からだれかを選ぶのであれば、その人たちには渡さないとか、そういうこともあると思うんですよ。だから、そのところをしっかりとね、答えていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（興梠 正明君） その1万円の報酬の件につきましては、有識者ということで、

これについて、私のほうからお話させていただきたいんですが。

今考えておりますのはですね、今日、例えば、今日の宮日新聞には出ておりましたけれども、県の財政白書は大学生がつくっております。そういったもの指導してきた教官でございます、財政学の専門家でございます。特に地方財政に詳しくて、県内の自治体の財政状況非常によく分析してましてですね、持続可能な自治体経営というような視点から、いろいろ提言を行っての方でありまして、で、もう1人、今公立大学の先生、例に上げられましたけれども、そういったところを考えております。

で、ある程度、かなりの時間を拘束しまして、委員会で来て発言をしていただくということではないんですね。コーディネートしていただく。取りまとめていただく。そういうふうな高い視点からですね、専門性を持って助言を仰ぐということがありますので、こういった。

そして、本町に先行して2団体ほど外部評価、今実施しております。それは日向市、そして県内では、清武町だったと思いますけども、そこあたりにもそういった報酬をですね、与えて、でお願いをされると。公立大学法人ということになったこともありますし、結構、外向けにですね、出て行って、そういう研究性が上げられてるのが、今求められてるようございまして、そういう協力が得られるっていうようなことの見通しは立っておりますので、そういった観点から、その学校設定をさしていただいたとこでございまして。

残り3名、4名っていう話がございました。これは財政課長のほうから答弁させます。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 残りの3名については、公募ちゅうような形をとらせていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。（発言する者あり）

はい、副町長。

○副町長（興梠 正明君） まだ1年目終わっておりませんが、期間途中で当然内容を精査しますんで、その時点で見直すことはあり得ると考えております。

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第14号高鍋町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 回数券発行する提案はですね、利用者からあったのかどうか、お伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） この件につきまして、担当の課長よりですね、詳細説明を行わせます。

○議長（後藤 隆夫） 社会教育課長。

○社会教育課長（松木 成己君） 券につきましては、利用者の方より、手続きが面倒なので回数券を設けてほしいとの要望が出ております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第15号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 支給基準を変えて、どのくらいの節約となるのか、お伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 詳細につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） 80歳につきましては、現行1万円そのままでございます。90歳以上のところが少しずつ減額をいたしておりますが、合計で85万円程度の減額を見込んでおります。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町介護保険条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 納期が縮まるとですね、負担がふえる気がする、また少し増額という提案がされておりますので、なお一層、負担額がふえたような気がするんじゃないかなあと思うんですけれども、納期を縮める提案というのはどうしてでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） 納期を縮めることによって、負担感が増すのではないかという御質疑でございますけれども、確かに10分割を8分割にいたしますので、1期ごとの納付金額は少しずつ上がってまいりますので、感覚としては負担増、増額感があるのかなっていうことは否めないだろうというふうに思っております。

そこで、今回の改正のポイントですけれども、4つ5つほど考えておるんですけども、来年の4月に機構改革が行われまして、現在町民課にございます国保、後期高齢者係が現福祉保健課の方に入ってまいります。で、介護保険と席を隣同士にするということになります。現行のままですと、同じ課にあって、保険料という同じような性格を持つ2つの制度が、一方は8期、一方は10期ということになってまいりまして、その整合性を図りたいというのが第1点目でございます。

それから2つ目に、介護保険料は後期高齢者医療保険料の対象者とほぼ重複することになります。で、納期を合わせることによりまして、徴収地区の分担、そういう徴収事務の

効率化等が期待できるのではないかとということが2つ目でございます。

それから3点目でございますけれども、国保、後期高齢者保険料と介護保険料、同じ納期にすることで、納め忘れ等の未納を防止することにもつながるのではないかとというふうにも考えております。

それから4つ目でございますけれども、現在の10期でございますと、住民税の未申告者等がいた場合に、改めて申告指導をして、住民税が確定をしますと、で、修正等が生じてまいります。8期にした場合に、その修正等が未申告、それから修正分が少なくなるのではないかと、そういうことで、事務の軽減も図られるのではないかとというふうには考えております。

以上、申し上げた、その結果として、5点目に事務量の軽減、効率化が図られると。その軽減された分、それから郵送料等の軽減分を、エネルギーを別のところに使う、節減した経費を新たなところに配付するというふうにもつながっていくのではないかとというふうにも考えています。

そういうことを、総合的に勘案いたしまして、納期を8期に改定する条例の改正をお願いをしたいということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 今ですね、事務量の軽減などを言われましたけれども、じゃあ、事務量の軽減でね、節約できる金額というのは大体どれぐらいと算出されていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） 軽減額につきましては、現在算出中でございまして、手元に具体的な金額の資料がございません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） やはりね、こういう条例改正などを出す場合にはですね、そうやって事務量の軽減が図られるとかいう場合には、ある程度前もって、なぜ、そういうふうに8期にするのかと。やはり住民からね、町長はね、施政方針の中でも随分と言っていたらいたるんですが、やっぱり町民が主役という、だから住民サービスをやっぱり最優先に考えたときにですよ、最優先に考えたときに、やっぱり納めたくても納められない金額ではなくて、納められる金額をやっぱりこっちが請求することによって、納めやすい対応をしていただける。それはね、やはり2期減るとですね、やっぱその分がどうしても重くのしかかってくる。例えば、住民税なんかを自分が納付してらっしゃる方、これはサラリーマンと違う方は自分で納付してらっしゃいますよね。これもだから、住民税もできれば、10期ぐらいにさせていただきたいと、サラリーマンはね、ちゃんと毎月の給料で落とすんじゃないかと。それがだから、高鍋町と同じように、何期というふうになってしまったらね、負担が大きいでしょというふうに言われるわけですよ。住民の人たちは引き上げもあった。要するに保険料の引き上げもあった。ね、納期も縮まったということであれ

ば、今まで、例えば、2,000円、月ね、2,000円を納めてた人たちが4,000円納めなくちゃならない事態がひょっとしたら出てくるかもしれない。ということ考えたときに、やはり、非常にね、大きいものがある。2,000から大体三千二、三百円というところじゃないかなという思うんですけれどもね。今度、引き上げ額と納期が縮まるのを勘案したときには、それぐらいの引き上げ額に、それぐらいの金額にパーセンテージで上がってくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、だから、町政がね、住民サイドに立って町政を運営をしていくのか、だけどそれがね、町民の人たちが考える以上に、例えば、事務量の軽減、これでね、年間ね、これだけで発送費をいろんな費用を考えたときに、これだけでね、例えば500万円なら500万円軽減できるんですよと。そうすれば、だから500万円軽減できる部分は介護保険料なり、それなりにちゃんとね、反映していくじゃないですかと、いうふうになれば、みんな納得していただけると思うんです。ああ、それだけ反映するんだったら、例えば引き上げ額を本当は5,000円引き上げたかった、ね、年間で5,000円引き上げたいと思ってたけれども、そういう部分で節約できるから、いや、3,000円で済むよとかいうふうに話になれば、町民の人たちは、そりゃやむを得ないわなという話になると思うんです。しかしね、そこ辺の額もはっきりしてないということになると、何やってんだと。自分たちが楽するためにただしてるだけじゃないかと、自分たちの便宜のためだけにしてるんじゃないかと、いうふうに言われかねない状況が生まれてくるようなことは、私、できれば避けていただきたいと思うんですよ。

だから、できるだけ、町民の方の目線に立った行政運営をしていただくということが、非常に行政マンとしては大切なことじゃないかなと思うんです。だからこそ、町長はね、町民が主役という立場をしっかりと堅持して、それを守って、行政運営にそれを反映していこうと努力してる中ですから、できればね、やはり、無投票で通ったわけですからね。そういう意味では、だからそういうところをしっかりとね、考えていって提案していただくというのは大切じゃないかなというふうに思うんですね。だから、できればね、特別委員会がありますけれども、それまでにはある程度ね、しっかりとした計算をしていただいて、お知らせをいただきたいと思います。

議長、いいです。答弁はいいです。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 粗大ごみ収集に関しての収集の仕方ですね。これは今までどおりなのか、それとも違う方法とするのかということです。要望はあるんですけれども、具体的にはどのように行っていくのか、お伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 詳細につきまして、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 環境整備課長。

○環境整備課長（日野 祥二君） 粗大ごみについては現在と同じですけども、町が指定する場所まで搬入をしていただくということには変わりはありません。

手数料については、搬入していただきました時点で重量を測ります。その重量に見合った手数料をこの条例に記載してある金額でいただくというようなことを考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第18号高鍋町企業立地奨励条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） これは県が国へ申請している企業立地に関しての予算獲得で、県全体に網をかけてるために行う条例のようなんですけれども、高鍋町では企業が進出してきても、用地確保など、具体的に動きができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、コールセンターなどは広いスペースが必要ですが、対象となる物件について、交渉は可能なのかどうか、お伺いしたいと思います。

バイオに関しても、南九州大学移転で、望みがあるのは、あと農業大学校や農業高校ですが、その分野でのノウハウは持っているのかどうか。

また、県への要望は具体的にどのように行っていくのか、伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） この件につきまして、事務的なことでありますので、担当課長より詳細に説明をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 企画商工課長。

○企画商工課長（東 啓三君） まず、用地確保の件でございますけれども、工業団地がありまして、そこに進出企業を誘導するということできれば1番理想的なことなんですけど、ただ、工業団地となりますと、少なくとも5ヘクタール程度の土地が必要ということになります。現在、高鍋町でこういった土地を物色いたしますと、なかなか用地の選定は難しいと、まして造成、それから侵入道路、そういったことを考えますと、現状では難しいんじゃないかなというふうに考えております。

で、当面はですね、やはり撤退をされた企業の跡地、これを有効活用していくことが大事でないかなと思っておりますし、現在、昨年から何件かお話をいただいておりますけれども、そういった方々には跡地を見ていただいてですね、現在交渉を進めているような状況でございます。

ただ、コールセンターに関してもですね、中規模でしたら、それに使用できる施設はあるんですけども、ただ、単価的な問題、いわゆる交渉金額といいますか、そういったの

がですね、なかなか折り合わないというのが現状のようです。

それからバイオということでございますけれども、農業高校、それから農業大学校とありますけれども、やはり南九州大学みたいにですね、高度な技術を持っているという状況にはないと思っております。ただ、その例えば、バイオ関連が進出したとしてもですね、いろんなバイオがあると思いますので、そういうのを条件に従いながら、対応していかなくてはいけないだろうというふうに考えております。

それから、県への要望でございますけれども、昨年、議会と一緒に委員をつくって、その中で結論を出していただきましたけれども、これに従いまして、高鍋町ではこういった土地とそれから希望する職種がありますということを県に連絡をしております。もし、そういった物件にかなった物があればですね、県の方から問い合わせが来ているというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第19号道路占用料徴収条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 道路占用料についてはですね、わざわざ引き下げる必要もないと考えるんですが、九州電力などからの要求に基づいた提案なのかどうか、お伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 詳細につきまして、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 都市建設課長。

○都市建設課長（間 省二君） 九州電力からの要請に基づいた提案なのかの質疑でございますが、近年のですね、全国的に地価下落と経済情勢が変化したことにより、国・県ともに占用料の額の改定を行ったことにより、均衡を図るために改正するものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 確かに、国とね、県は占用料の徴収に関しては、引き下げ行いましたけれども、なかなか財源になるところが、ね、ない、地方自治体では、企業からのね、要望がない限り、できるだけ、お願いをしていったらどうかなと思うのが私の考えなわけですね。だからできれば、九州電力から要求があったということであればね、それはやっぱり企業からの要望かということにもなるかと思っておりますけれども、こちらはお願いしていくしかない立場にある、そしてどこからも、税金も伸びない、何も伸びないといったときにですね、自らが占用料を少なくするということがいかなものかなとちょっと思ったものですから、質疑をただけです。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第20号高鍋町公園条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号高鍋町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） これはですね、介護を仕事とする人の処遇が悪く、人手不足解消のために基金を設立することになった国の予算なんですけれども、これで働く人の処遇は改善できると本当にお考えでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

今回の介護報酬の改定につきましては、介護従事者の人材確保、処遇改善を図ること、利用者に対して質の高いサービスを提供すること、経営の効率化を前提に経営の安定化を図ること等をですね、基本的視点として行われたものであります。各事業所において、その趣旨を踏まえ、対応していただく必要があると考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第22号一ツ瀬川雑用水管理事業の事務の受託について質疑を行います。質疑はありませんか。5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） お尋ねしたいと思います。一ツ瀬改良区の中ですね、今まで雑用水を流しとったわけですけども、なぜ、あえてですね、今回こういう事務事業をやらなければならないのか、その理由を一つお尋ねをしたい。

それともう1つは、なぜですね、高鍋町がこの事業の事務の受託を受けなければならないのか、その理由をお尋ねをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） なぜかということですが、皆さんご存じと思いますが、一ツ瀬の改良区ですね、雑用水に係る不正、不正といいますかね、がございました。そのことを踏まえて、県の指導がありましてですね、水利権を取って、そして1市3町で、その水利用を畜産のほうにもですね、回せるようなということですね、この水利権を取るに至ったわけでございます。

なぜ、高鍋町がと言われますけど、西都市が一ツ瀬川を持っておりまして、そして雑飲用をですね、新富が持っております。そういうことでですね、いろいろ話した結果、高鍋町に事務所を置いてくれということがございますので、土地改良ともですね、相談をした結果、高鍋町に事務局を置くことにいたしました。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 現在、一ツ瀬土地改良区でっております水利権については、耕種作物用ですね、畑地灌漑ということになっております。そして、3,900万トン余りの水利用権を持っております。したがって、その畜産用水については水利権がございませんので、新たにその水利権を確保する必要があると。土地改良区は3条資格者の団体でありますから、3条資格者のないものが、土地改良区に所属するということは困難でございますから、こういう形での事務処理をするということで、整備をしたものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） ないようですので、私のほうから。

これはですね、先ほど水町議員からもありましたけれども、事務管理不正を受けてですね、高鍋町が受託することになったのかどうか、そのところも加えて答弁をいただきたいと思います。

それから、西都、新富、木城、この内容見てみるとですね、別々に書いてあるんですね。西都市、新富町、木城町という形にしてあるんですね。なぜ、一括の文書、1枚の文書で合意できなかったのかどうかということが、ちょっと聞きたいんですが。

また、費用負担についてはですね、どのように算定をしているのか。事務の遂行に当たり、現在の人員配置でできるのかどうか。そのところを確認させていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 詳細につきまして、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 土地改良区の問題点というのは、1つは帳簿外の厳禁と、これが土地改良法の中で土地改良区の収支予算等ですね、総代会の議決を得て執行するものであるという部分に係っております。

それから目的外水利用と、先ほど水町議員さんにもお答えしましたけれども、これについては、河川法に抵触するというようなことから、こういう状態が発生したものでございます。

それから、西都、新富、木城、との一括文書についてでございます。私ども農業振興課としてはですね、一括であるほうが、先ほどからの議論の中でもございますけれども、簡便でよろしいということは考えて、そのつもりでございました。ところがですね、総務課の方とも協議をした結果ですね、その252条の15の解釈の中でですね、普通地方公共団体が同一事務について多数の普通公共団体から委託を受けることはもちろん差し支えないと、しかしながら、その場合においても、それぞれの2つの普通地方公共団体間において規約を定めて行われるべきものであるというようなものがありまして、双方向でのこの規約の取り決めをするということになった次第でございます。

それから、費用負担につきましては、質問の内容と少し違うのかもしれませんが、受益者負担の原則を貫きたいということで、市町村の負担についてはですね、ないというように形で事業を進めたいというふうに考えております。

それから事務の遂行に当たりと、現在の人員配置でという御質問でございますが、予定としては、一ツ瀬土地改良事業に今知識を有する方、あるいは徴収事務に堪能な方、それからもう1点、体力のある職員というようなことで3名ほど考えておるところでございます。それはまあ、嘱託だとかパートさんだとかそういう意味でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。この問題は、やはり新聞でもすごくにぎわされた問題ですので、非常に、この高鍋町が引き受けるにしても、後のお金の管理については非常に問題が発生しないようにということで、かなり気をつかっての事務処理を行う必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。そして、そのときの、今職員を雇うんだと、嘱託職員になるのかだれになるのかって、その分の費用は当然、この雑用水の管理事業の中で得られたものの中から、その分の費用はもちろん算出されると思います。けれども、例えば、そのこれに関連して、例えばこれが天下りになって、元役場職員だとか、元だれだとかいうことになって、また、もと、この不正に、知るか知らずか不正に関与してたとされる職員が、もし入ってきたりすると、これはまた不正を、みんなから不正じゃないかと思われていく可能性が非常に高いということを考えたときに、非常にその人員を配置するについても、かなり神経をとがらせた形でのことをやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、そのことについてはどのようにお考えなんでしょうか。

また、土地改良区の中の、先ほどから答弁がっております目的外使用について、これについては条例で決めればできるのかどうか、決めただけで本当にできるのかどうか、例えば上位法から考えて、どうなのかということも非常に気になるところですが、そのところはクリアをしてきているのかどうか、そのところもししっかりと答えていただきたいと思えます。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。御指摘の、その会計処理は慎重にやるべきと、このような状況の中であるのでと、報道等もあったので、なお一層という御指摘については、私どももそうあるべしというふうに考えております。

それから、その嘱託の職員等のことについては、本町だけでそれを定めるわけにはいきません。1市3町の協議の上で、でき得る限り、嘱託さんであろうともその方面に精通されたような方をできる限り採用して、私どもと同じように真摯な気持ちで事務に当たっていただきたいと、そのように考えております。

それから、土地改良施設の目的外使用については、本議会で私どものこの条例を御了承

いただいた上で、一定の事務の前進が進むというふうに内々に協議をしておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。先ほど、町長の答弁の中で、不正があったということは新聞等で報じられた裏会計処理ということであろうと思いますけども、今回の事務委託が、先ほど水町議員からもありましたように、なぜ高鍋町かと。本来ならば、不正があったにしろ、これは一ツ瀬土地改良区の仕事ではなかろうかと思いますが、なぜ裏会計不正を是正すれば、本来、土地改良区がせにやいかない事業をするのか、どういう、一ツ瀬土地改良区自体に事情があって高鍋町になったのか、そこを明確に答えてもらいたと思います。

それと、最後の41号議案になります特別会計の設立ということがありますが、先ほどから管理費に対しては受益者負担の水道料、雑用水料金において賄うというふうに伺いましたが、この特別会計の中に、後から出てきますけども、町の持ち出し金、繰出金があるんですよね。そうすると、今回22号で管理費はということになれば、特別会計で、何も高鍋町だけが繰り出さにかん理由はないんじゃないかと思うんですよね。だから、これ22号議案に対しては、4条と、あつ、3条と5条、6条との関係だろうと思うんですけどね、そこを判断すれば、特別会計設置において持出金は、応分の負担を1市3町ですべきじゃないかと、この22号議案からすればですね、思うんですけど、2つ答えてください。

○議長（後藤 隆夫） 次は、20分からということで、20分に開催をします。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えします。

土地改良が行う事務については、農地にかかわる事務でありますので、そしてまた、畜産施設等にはその資格がないということでございます。

繰入金につきましては、立ち上がり資金ということで、負担金ではありませんので、資金の中の給与、パソコン等の事務用品をそろえるということでございます。

そして、年度内、11月ですね、2期目の収納後返還をするということでございますので、理解を願ひたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。私がお尋ねした、なぜ一ツ瀬土地改良区が今回の事業をできないのかということに対して、今お答えされましたけども、まあ、目的外使用であり、区域外ということになっておりますけども、あとの議案の段階において、これが設立された、条例が可決された暁には、負担金も払うごとなつちよつとですね。この特別会計から

ですね、一ツ瀬土地改良区にですね。と、当然受益者に入るわけですね、改良区内の組合員ということになりますから、そこ辺のとはちょっとおかしいと思うんですけど、これが完全に目的外使用に対する今回の是正措置であると、そうすると、この別な議案にあります料金設定の段階で、農業外使用に対して単価が違う、項目、料金設定があるんですよ、後で。そこの観点からして、農業の発展のため、要するに目的外自体がいかんのかから、今回、なぜ料金設定の段階で目的外といいますか、農業外の料金設定があるのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。負担金につきましては、一つは、施設管理に対する負担金でございます、国有施設あるいは県有施設等を利用をさせていただくと、雑用水事業でですね。その分の、パーセンテージでいえば1.06%分を必要経費を払うということでございます。目的外使用であるからということです。

それから、料金設定の中での単価の違いがあるではないかというところでございますが、目的外使用、畜産であれ、そのほかであれ、目的外使用には違いはなかったわけですが、一つは畜産の振興については、宮崎県の河川課としては、地域の特性から考えて地域振興のためには必要だと、理解をしますというのは、当初から出ておりました。ただし、この地域には、公益的なそういう雑用水をつかう組織、あるいは60名ほどの職員を雇っておるような会社等がありまして、そのような受益者の方も、何とかその救いたいと、公益的な正確を持つという意味合いで、その、今度の対象者の中に入れた次第でございます。そういう意味で、単価の違いをそこに出しております。

それから、もう一つは、その土地改良施設を、今回その一ツ瀬の事業の中でつくるに当たって、3条資格を持った畜産農家と、それを持たない畜産農家等がございます。で、当初に、土地を持った方については同意をされて、土地に対するその負担金等を払われてこの事業に参画していると。その方と、そういう物を持たない、例えば畜産農家ですね、が、同一の単価であっては不公平であるというようなことで、その単価差が設けてあります。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。それであれば、今回尾鈴土地改良区内にある農業用水、今回銘打ってある雑用水も含めて、雑用水の段階、いかなるものがあるのか私もはっきりわかりませんが、今回の雑用水の徴収というものに関するものと、あるとすれば区域内、区域外、目的外使用と、区域外という段階があるとすれば、今回の受託において雑用水の料金は一定となるというふうに考えていいのか。

それと、先ほど中村議員も質問しましたが、まあ、答えられてないと思うんですが、今回の一ツ瀬土地改良区の姿勢に関して、河川法に違反する段階において水利権を取得すれば、その是正がなされるということでありましたが、中村議員が問われたことは、土地改良法上の、要するに上位法といわれるのは、土地改良法上の問題はクリア

しているのかということ再度質問したいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。御質問の意味が多少取り違えておるかもしれないので、もし、その場合は御指摘をいただきたいと思います。

まず、雑用水の価格につきましては、この一ツ瀬土地改良事業の区域の中には、営農飲雑用水企業団がございます。で、そこでの単価が、この雑用水部分については120円、トン当たりですね、という定めがあります。で、私どもの目的外使用の1番高いものについては80円の設定をしております。この差については、一つは雑用水をする団体が現に存在するのではないかと、それは、そういう目的のためにつくった団体が存在する中で、この事業をやらなきゃいけないという矛盾した問題があります。で、基本的なその一ツ瀬の企業団の経営を圧迫しないようにということで、その水の性質の違い、一つは浄水にしてあります。そして、殺菌処理がしてあります。その経費を除いた、その部分が40円程度と見込んで、で80円程度が適当というような考え方で、一ツ瀬区域の中では考えをいたしたところでございます。

それから、土地改良区が、土地改良法上のその問題をクリアするのかというお話でございますが、少なくともこの雑用水ということで、土地改良区から切り離して、高鍋町が御理解をいただけるならば、水利権を確保していくことになるわけです。そうなりますと、土地改良区としては、一つの、その河川法の部分については整理ができます。

それから、土地改良区内のお金の問題のところについては、県において指導する団体になっておりますので、そちらの方で指導されており、近々その結論も出ていくものと思っておるところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。まず、その会計処理の部分が、中間報告と出ております、のところまででございます。で（発言する者あり）最終的には、まだということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子君議員。

○13番（中村 末子君） 13番。もう1回残しておいた理由は、多分、おわかりになっていらっしゃるだろうと思うんですが、現在の利用については、土地改良法に抵触してるんですね、目的外使用でね。で、その問題なんかがやっぱりクリアできなかったために、不正経理なりいろんな経理なり、雑用水をしっかりと財政の中に組み込んでいくとしたら、そして、その目的外使用もここで認めていくとしたら、その雑用水については、大体もうかることになってるんですよ、基本的にはね。やっぱり、水の処理問題も含めてね。そして、やはり、受託についてという中で、これね、もう委員会の中で私質疑をしようと思ってたんですが、もう深く皆さん、されておりますので、私、ここね追及したいなと思ってたんですよ。第6条では「委託事務の管理及び執行に伴い徴収する雑用水料金は、すべて

高鍋町の収入とする」というふうになってるんですね、なってるんですね。ここを覚えておいて、附則、附則が書いてあるんですね。要するに、委託事務の全部または一部を廃止する場合にはっていうことがここあるんですが、ここ、収支はですね「当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、高鍋町長がこれを決算する」といった場合、本当は決算をするにあたって高鍋町の収入になっているのであれば、高鍋町がどう使おうが、どう利用しようが勝手じゃないかなと思う部分もあるんだけど、もうこれ文法的にちょっと整合性がないかなというふうに思ったりするわけでありまして。だから、ある程度、だから、土地改良法をやっぱり上位法としていくなれば、目的外使用を安易に、今の一ツ瀬の雑飲水のところでやっぱり認めていく、そして、使うラインはやっぱり国のダム、そして国がつくったダム、で県がつくったパイプラインというのをしっかりとつかっていくわけですよ。そのこととは別なのかなと、私の記憶が間違いでなければ、土地改良法には現在抵触してるというふうに思って、目的外使用、それにも十全と、だんだんとつかっているっていうことが、私は目的外使用が、そこで使用されている、目的外で使用されている人たちが悪いということではなくて、やはりこの一ツ瀬のパイロット事業が行われたことによって、目的外使用という立場に追い込まれていった人たちも、中にはいるわけですよ、そういう意味でいえば。今まで別の形で利用していたものも、これしかなくなったという形の方もいらっしゃるわけですよ、中にはね。それ、違う方もいらっしゃるんですよ。だから、そういうことから考えると、非常に微妙な部分があるんですけども、この条例を制定して、条例を制定して、受託についてっていう条例を制定して、で、河川法との絡みもクリアできるということをも、もう一度、再度ですね、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。まずは、その、土地改良法がクリアできるかできないかという問題について、先ほど申しましたとおり、会計処理について総代会等で承認をされておれば、土地改良区としては土地改良法について抵触しない。抵触するのは、続いては河川法だけですということが一つでございます。

それから、じゃあ、その土地改良施設をつかって、この雑用水を供給することについて、これについては、国有財産法の中で、目的に使用した後にそこに余裕等があれば他のその目的に使うことは構わないというものがあります。で、それに基づいてこの雑用水事業を展開していくものでございます。ですから、この雑用水事業そのものについては、土地改良法に基づく事務ではございません。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第23号一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の制定について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計設置条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。前々号の提案を受けての特別会計の設置なんですけれども、費用負担の取り決めについては具体的にどのようになっているのでしょうか。今までの会計処理で不適切な部分についての精査は済んできたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。事務的なことでございますので、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。費用負担の取り決めっていう御質問でございましたが、先ほどの農業、土地改良施設に対する負担割合が、一ツ瀬土地改良区が使います水の総使用量に対する割合ですね、それに、その割合が1.06%が使用割合ということになりますんで、その部分がいろんな災害とか、それから施設の更新が起きたときには、その割合をもって負担をしていくということになります。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 次に、議案第26号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理基金条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。なぜ基金を設定しなければならないのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。水使用料金っていうのは一定の取り決めがございます。その中で、施設の更新だとか、災害時の負担だとか、想定し得ないことが起きえた場合に、その経費を基金を積み立てておくということが基本的なねらいでございます。で、安定的な価格で水を供給することによって農業経営の安定を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第27号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。指定管理者制度になって、直接運用と比較して効果がどれぐらいあったのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。指定管理者に指定されることによりまして、いろいろな工夫がなされております。例えば、公民館独自で倉庫の出入り口の整備をされたり、あるいはカーテンの取りかえを行われたり、あるいは倉庫を設置されたり、そういった具体的な工夫をしておられます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第28号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。蚊口の学習等供用施設については、いろんな工夫をしたりして効果が出てきたということだったようなんですけども、これが指定管理者制度になって、直接運用と比較して、効果はこの場合どのようなものがあったのか、具体的にお答え願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） 福祉保健課長。お答えいたしたいと思います。

町の老人福祉館及び別館につきましては、平成18年9月から指定管理者制度に移行いたしておりまして、高鍋町社会福祉協議会が管理をいたしております。で、社協が指定管理者となることによって、自らの管理意識が高まっていることが見受けられております。で、実際には、利用者説明会を開催をして、直接利用者の要望等を聞く機会を設けたり、それから、そういうことによりまして施設の効果的それから効率的な運用が図られていると考えております。

それから、指定管理者にということになりまして、従来の、町が関与していた予算の枠にとらわれずに、自ら工夫をしながら、必要な部分については必要な部分の予算を執行していくということが可能になっておりまして、利用者の利便性に大きく寄与しているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第29号高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。これも、27、28と同じく、指定管理者制度になっ

て、直接運用と比較して効果が出てきたのかどうか。また、人事問題について、社長が町長ですので、指定管理者制度にしても変化がないと考えておりますが、どのように推移してきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

高鍋町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定をいたしておりますが、もとより、株式会社めいりんの里はこの施設の管理を行うための組織であり、従来と同様に管理費等を支出しておられる。変化はないと思っております。

また、人事問題につきましては、支配人等の職員の採用について、株主からの紹介によって行っておりましたが、今回の支配人募集に当たっては、株主の御理解を得て公募を行い、面接等によって決定をしたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第30号町道路線の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号平成21年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。平成20年度の補正には、国が臨時対策債については約束どおり交付税措置を行いました。あくまでもため込んだ資金、いわゆる埋蔵金によってです。ですから、臨時対策債については、慎重な対応が望ましいと考えますが、公債費についてはどのような計画でしょうか。

町長は施政方針中、産業の振興の中で、商工会議所やJAとの連携をうたわれておられますが、具体的には予算中どのような項目が上がるのでしょうか。

町民税など自主財源が伸びないと提案されていますが、事業者も少なく、年金生活者が多いような気がしますので、特段の減額はないものと思っておりましたが、どのような事項で減額と考えられたのかお伺いします。

人件費は、退職者が多いにもかかわらず、義務的経費中に占める割合が高いようです。義務的経費そのものが、提案理由のとおり、扶助費など大きなウエートを占めているようですが、解消できない理由はどこにあるのか検証されたかどうかお伺いしたいと思います。

マリンスポーツに関する予算が計上されておりますが、南九州大学も移転しますので、若者に対しての呼び込みとなるのか期待するところですが、どのくらいの呼び込みを期待

しておられるのかをお伺いします。

妊婦健診について、国は14回分を交付税措置など何らかの形で助成する方針のようですが、高鍋町が他町より健診回数が少ない計画と思いますが、どのように考えておられるのかをお伺いします。

今年で、持田団地の建設計画がおおむね終了のようですが、公園計画はどのようになっているのか。また、高鍋町ではどのくらいの戸数が不足しているとお考えでしょうか。他の古い町営住宅についての改修建設計画はどのようになっているのかをお伺いします。

全国スポレク祭は実行委員会ができるようですが、具体的には職員だけの配置となるのか、どのような団体が入るのか答弁を求めます。

美術館の企画展については、どのような流れで行いどのぐらいの入館者数を予定しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

商工会議所やJAの連携については、特段の予算措置はしておりません。現在は、農商工連携推進会議で連携について模索をしている段階であり、方向性が決まれば予算化する方向で検討してまいりたいと考えております。なお、商店街再生については、県当局と最終の協議をしているところであり、確定すれば6月補正予算化を考えております。

その他の質問に関しましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 財政課長。臨時財政対策債についてでございますが、その活用とのことですけれども、臨時財政対策債はもともと地方交付税の中で、当然ながら、この部分については地方交付税の中で算入されるべきことなんですけれども、近年、地方交付税の原資となります国税ですね、大きな所得税とか酒税とかたばこ税、あんな5つの国税でもって、交付税が原資になってるわけなんですけれども、これが近年不足しているということでもって、臨時財政対策債が活用できるようになったわけでございます。で、当町におきましても、これをどういうふうに活用するかということでございますが、まあ実態が、ほんとに予算の組めない状況でございまして、これについてはもう活用しないと予算が、編成が困難という状況ですので、今後もこの財源につきましては、交付税措置等もありますので、十分活用してまいりたいというふうに考えております。

それから、人件費の云々っていうような御質問ですけれども、義務的経費の件と思いませんけれども、義務的経費には大きく分けまして人件費、それから公債費、それから扶助費、そういった部分でございます。で、人件費につきましては、今、行政改革大綱をつくりまして、今努力中ございまして、今後減少は、そういった傾向にいくというふうに考えられます。で、公債費につきましても、今のところ住民にサービスの低下を招かない程度に極力抑えているところでして、減少傾向は、20年度が確かピークだったと思います、今年度。で、後は減少するというふうに見込んでおります。が、その反面、扶助費等が、ど

うしても社会保障経費ということにして、増加の傾向はもうこれは避けられません。そういった、そこ辺のバランスの関係で、なかなか難しいところがこの点でございます。

それから、もう1点、持田団地の建て替えの関係でございますが、持田団地内に公園計画は今のところございません。ということで、老人福祉センターですね、あそこの前の広場を多目的なふうにご利用してまいりたいというふうに考えております。

それから、入居者の状況ですけれども、待機者がいるというような状況ですので、不足しているという状態と考えます。

それから、維持補修につきましては、毎年度一定額を予算計上いたしまして、適切な維持管理に努めているところでございます。

それから、今後の建築計画につきましては、15年でしたかね、15年度につくりまして、もう数年たっております。その後状況等も変わりがちで、例えば、南九大の撤退とかそういった状況等もその後変わってきております。でして、そういった状況ですので、21年度持田団地が完了したら計画を考えていく必要があるだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（竹内 昭博君） 税務課長。町民税など、自主財源が伸びない等々の御質問ですけれども、町民税の自主財源ですけれども、今回は個人均等割は、税制改正により少し伸びておりますけれども、個人所得割は2008年秋口からの経済状況悪化に伴う雇用状況、こういうものを考慮いたしまして、直近の20年度税額見込みの95%で計上いたしました。

法人税割は、算定が非常に難しい状況ですが、こちらにも経済状況等を考慮し、20年度税額見込みのやはり95%で計上いたしております。

固定資産税につきましては、平成21年度が評価替えの年に当たりますので、減額をいたしております。

○議長（後藤 隆夫） 企画商工課長。

○企画商工課長（東 啓三君） 企画商工課長。マリンスポーツについてお尋ねでございますけれども、ここ数年、地元サーファーの方、それから観光協会の誘致活動、これは関東方面におけるケーブルテレビでのスポット放送ですけれども、こういったものが功を奏しまして、毎年関東方面から約200人近い方がサーファーとして訪れていらっしゃいます。ただ、しかし、施設が老朽化いたしております関係で、このまま放置すればリピーター客の減少につながるということで、県が20年度からマリンスポーツ環境整備事業というものを創設しておりますので、この補助事業を取り入れて整備したいということで考えているところでございます。

なお、どのぐらいの集客を見込んでいるかということでございますけれども、これを整備することによって関東方面での口コミでのPRなり、あるいはそういったことを通じて、

できるだけ増やしていきたいというふうに考えているところでございまして、ちょっと数  
字的な部分については、まだ、はっきり申し上げることはできません。

○議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） 福祉保健課長。妊婦健診について、内容について、若干  
触れさせていただきたいと思いますが、妊婦健診につきましては、国は14回受診するこ  
とが望ましいということで指導をいたしておりますが、高鍋町におきましては、20年度  
3回の無料受診券を発行いたしております。21年度につきましては5回の無料受診券、  
それからあと9回ですけど、9回につきましては5,000円の補助券を発行して妊婦受  
診の拡大を図りたいというふうに考えておるところでございまして。

○議長（後藤 隆夫） 社会教育課長。

○社会教育課長（松木 成己君） 社会教育課長。全国スポレク祭の実行委員会についての  
御質問でございますけども、全国スポレク祭につきましては、ことしの10月17日から  
20日までの8日間、総合体育館において年齢別バドミントン競技を行われ、全国より  
450名を超える参加者が予定されているところであります。その実行委員会につきましては  
は、町長を会長とし、教育長、議会議長、県バドミントン協会会長、商工会議所会頭を副  
会長として、町体育協会、公民館連絡協議会、観光協会、児湯農業協同組合、ホテル・旅  
館組合、タクシー協会、高鍋医師会など25の団体と、役場の関係につきましては、総務  
課、企画商工課、福祉保健課、環境整備課の課長で構成されております。

○議長（後藤 隆夫） 美術館副館長。

○美術館副館長（曾我部義雄君） 美術館副館長。企画展の流れ及び入館者の予定というこ  
とですけども、今回の予算が可決されましたら、早速企画会社との打ち合わせを行いた  
いと思っております。その後、観覧料の決定、ポスターやチラシ等の作成配布、報道機  
関への宣伝、新聞への広告などを行い、開催に向けて進めていきたいというふうに思  
っております。

また、入館者につきましては、有料入館者を2,000人と見込んでおります。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。予算の当初予算の概要の中で、地方税ですか、これが特に  
減額されております。で、11月ごろ予算組まれたと思うんですね。で、最近の報道関  
係見ますと、景気悪化の影響で地方法人税ですか、こういったものが何ですかね、全体、  
全国的に減額をしておるといふ報道がされております。そういうことから、相当また、減  
額が見込まれるのではないかとこのように心配をしておるところでございまして。

また、固定資産税の評価替えというのが3年ごとに行われておりますけれども、税務課  
長のほうから答弁がございましたが、特に家屋の場合理解できるんですけども、土地で  
すね、土地も評価替えによって地価が下がったという地域、まあ全般的かどうかわかりま  
せんけれども、全国的な評価のやつ見ますと、そう、ほぼ維持された評価結果が出ておる

ようです。まあ、都市においては、地価が逆に上がっておるというような状況下にあるわけですが、高鍋町の場合、概要がわかれば説明をしていただきたいと思います。

それから、地方債については、減額になっております。で、事業等が完了するということで減額になって、非常に財政的にはよいという方向じゃなあというふうに考えますけれども、最近の景気、雇用対策で、そういったいろんな支援する対策が講じられておるわけなんですけれども、今から相当要求が上がってくるんじゃないかということで、全国的な自治体の状況を見ると、逆に地方債がふえると、財源の穴埋めをするために、いろんな雇用対策するために、そういったものがふえてくるというようなことが懸念されておりますので、その辺も見通しどういうふうに考えられておられるか。

それから、人件費については、13番議員からも質疑がございましたけれども、定年退職者9名ですかね、で、ほかに7名おられるというふうに聞いております。で、採用が2名ですかね、というようなことであるようですけれども、町長の施政方針の中で、解雇者などの臨時職員としての雇用をされるということが掲げられておりますので、現時点で、どのくらいの採用を考えておられるのかわかっておればお答えをお願いしたいと思います。

それから、企画費の中でちょっと気になったんですけれども、総合計画審査業務委託費が大幅に減額計上されております。それから、市町村合併推進事業費ですね、これがひとつも計上されていないわけですね。で、町長の考え方としては、市町村合併は推進上、その現在非常に格差があつて厳しいという中であつて、やっぱ継続していきたいということがうたわれておるわけですね。そういうこともありまして、私は予算化をやっばされて、活発にそういった推進に努力をしていただきたいと思います。高鍋町としても、リーダーシップを発揮していただきたいというふうに考えておりますので、その辺のことをお答え願いたいと思います。

それから、活性化事業についても、6割ぐらいの減の予算措置ということがされておりますので、そういった減の理由をお伺いしたいと思います。

それから、塵芥処理費の中で、西都児湯環境整備組合負担金ですかね、これが大幅に減額、増額されておりますですね、その要因を教えてくださいたいと思います。

それから、最終処分場ですね、この中で川南町の漁協補償金ですか、昨年、20年、今年度20年度まで17年度から支払がされたわけなんですけれども、先日3月2日ですかね、全員、議員協議会の中で、町長の方から協定書が締結されたと説明がございました。しかし、中身については全然わからないわけなんですけれども、以前の協議の中で何回も協議されておりますけれども、公害防止協定の見直しを協議中だということで説明を受けてきております。そういった関係で減額になったのかなあという感じも受けたわけなんですけれども、そこ辺のことを答弁していただきたいと思います。

それから、農地関係のつ瀬雑用水管理事業のことですけれども、先ほどから5番議員、13番議員、3番議員から、議案の第22号ですかね、事務受託の件とかですね、条例関係でいろいろ審議、質疑をされたわけなんですけれども、私もこの問題について、特別会

計に510万8,000円が繰出金として出されておるわけですね。そういった繰出金の根拠について再確認をしておきたいと思っております。

それから、学校関係ですけれども、東西小学校ですかね、に、学校生活支援員が設けておられますけれども、以前から設けておられるということも聞いておりますが、業務の内容についてお伺いをしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、給与費の明細書によりますと、一般職のみ申し上げますけれども、平成20年度が4名の減ということで上がっております。それから、21年度の今年度予算を見ますと、20名、170名が160名というふうに、行財政計画の中で上がっておるわけなんですけれども、いろんな給与とか職員手当とか、相当金額が減額になっております。それで、高鍋町の状況を報道されておったんですけれども、達成率が120%を超えておるということも伺っておるわけなんですけれども、財政改革するのは非常にいいことなんですけど、無駄なものは当然減額してほしいと思うんですが、今後、やはり地方分権の推進とか、行政の複雑化とか、いろんな多様化が要求されてくると思うんです。そういうことから、私は、こういった減額になって補給をしないということになると、住民サービスへの低下が懸念されるわけなんですけれども、その辺をどういうふうに考えておられるかをお伺いをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。事務的なことになりますので、担当課長より詳細に説明いたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（竹内 昭博君） 税務課長。まず、法人税の落ち込みの件ですけれども、町内にある企業につきましても厳しい状況ということは、今考えられるわけですけれども、特に今大きな影響を受けているのは、輸出に関連する製造業、こういうところが非常に大きな影響を受けているようでございます。で、高鍋町の場合は、ここの輸出に関連する製造業ほどの影響は受けてないというのを予測を持ちまして、今年度20年度見込みの95%ということで算出をさせていただいております。

それから、町税の中の特に固定資産税の件ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、平成21年度が3年に1度の評価替えの年に当たりまして、土地につきましても3年前に比べまして評価が少し下がっております。そのことと、また、家屋につきましても年数経過によりまして安くなりますので、減額、税額が下がっているということになっております。

○議長（後藤 隆夫） 財政課長。

○財政課長（正崎 博君） 財政課長。地方債の件ですけれども、今後の見込みと今年度の減少してるがということですが、まず、今年度減少している理由につきましては、金利の高いものについては、今借り換えを行っております。金利の低いっちゃうか、金利のもうほとんどないのに、今借り換えを行っております。で、去年は1億円程度借りました。

て、20年度は、今年度は540万円ほどしか借りてません。その差額によって、減ったちゅう状態になっております、主な要因はですね。

で、その他の事業に関するものについては、若干増えております。で、これは、今から先は、ある程度、投資的経費も限界があると思いますので、ある程度、もう上がっていくような方向になるかもしれません。ちゅうのは、以前は80億円台の予算を組んでおりました。で、そのときの借金も、それだけもうレベルが高かったわけですし、今かなり落ちてますので、そのために、その償還額もその減少傾向に転じたということでございます。で、そういったことで、抑えるのにも限界がありますので、若干今後増えていくような部分の要素はあるかと思えます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 企画商工課長。

○企画商工課長（東 啓三君） 企画商工課長。予算書の68ページ、69ページ、企画費の増減の件でございますけれども、総合計画審議会委員26名につきましては、20年度予算は23名で組んでおりましたけれども、公募委員を募集しましたところ6名の公募があったために、新年度につきましては3名の増加で組んでおります。

それから、大きく増えている理由といたしまして、時間外勤務手当、これが大幅に伸びておりますけれども、これにつきましては、機構改革に伴いまして4月の第1週の土曜日、日曜日、全職員が出まして引っ越しをいたしますので、その時間外を一応全職員分ここで計上させていただいております。

それから、次のページの活性化推進事業費でございますけれども、これにつきましては、当初といたしましては財政状況が苦しい中でございますので、必要最低限の予算を計上させていただいているところでございます。

それから、合併関係の予算がないということでございますけれども、これにつきましては、昨年20年度につきましては出県旅費を組んでおりましたけれども、条例の改正等がございまして、宮崎への出県旅費が、日当がつかないということになりました関係で減額になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（川野 文明君） 総務課長。臨時職員の採用の件なんですが、これは、国が緊急雇用創出事業臨時特例基金事業というのがあります、今回の2次補正の事業です。で、今回21年度当初上げさせていただいてる分が、要援護者リスト、それから先ほど言いました学校支援員事業に充てます。それから、スポレク祭の開催に伴う事務に充てる予定です。で、その後、県の方が基金を造成いたしまして、事業計画が承認された場合、あと、学校の環境整備事業、それから公園道路、観光地の街路、それから海岸の美化作業等の人員、それから防犯パトロールとか不法投棄の監視、振り込め詐欺の防止活動等の臨時職員、それから資料館整備とか文化財自然保護事業ということで、基金のほうできまして承認さ

れば、それを6月の補正で計上させていただきまして、それに伴って採用をしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 環境整備課長。

○環境整備課長（日野 祥二君） 環境整備課長。塵芥処理費の環境組合負担金が増加していると、その要因はということですが、環境組合負担金は20年度当初予算が1億8,928万1,000円で、21年度が2億6,877万2,000円となっております。7,949万1,000円の増額ということでありまして、増額の理由であります。昨年12月議会でもお話をしましたとおり、木城町が平成20年度から地方交付税の不交付団体になりました。今まで環境組合の地方交付税分、建設に伴う起債の地方交付税分につきましては、西都市を窓口にして一括して納付がされておりました。で、今申し上げましたように、木城町が不交付団体になったということで、それ以外の構成市町村、木城町を除いた構成市町村に、交付税相当分が下りてくるというような形になっております。したがって、その構成市町村につきましては、その交付税相当分を環境組合に負担するというような仕組みになっております。増額の主な要因はその交付税分ということでありまして、

その他の要因としましては、エコクリーンプラザみやぎでは、この3月から高岡、田野、清武、3町の可燃ごみが搬入をされるというようなことになりました。で、今まで2炉、二つの炉ですね、2炉で焼却しておりましたが、1基追加されて3炉で焼却というようなこととなりますので、それに要する経費も増額になっております。

それから、エコクリーンプラザ、同じエコクリーンプラザ関係では、焼却溶融炉、こちらのほうの補修工事も入っております。

それから、葬祭センターの炉がやっぱり老朽化しておると、その補修についても幾らか増額の要因になっておるとそういうようなことでもあります。

それからもう1点、これ3月4日の議員協議会で町長の方から申し上げましたが、漁協との協定が3月2日で締結をされましたということで報告申し上げました。で、21年度の稚魚の放流については、漁協との協議が終了しているというわけではございません。覚書に基づいて、今後支出項目も含めまして協議を行うこととなります。その協議が終わった、整った時点で、予算を計上させていただくというようなことになると思います。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。高鍋町一ツ瀬雑用水管理事業特別会計への繰出金につきましての根拠でございますが、まずは、その印刷、納付書の印刷製本費のために需用費が37万円、それから嘱託職員、パート職員の賃金を当面4カ月分、およそ80万円を超すところ、それから、その料金の計算のためのシステムの取り込み料これが47万2,000円、それから公用車のリース料当面4カ月分が24万円、それだけでおよそ400万円を超す金額になると思います。

それから、この雑用水をはかるためのメーターの購入等があります。で、現在116の

うちメーターがついているものもありますけれども、いずれもその計量法でいう8年を経過しているものばかりです。で、すべてを更新しなければなりません。それを更新しますと、一遍にしますと520万円程度になりますんですが、当面この1年で更新するという発想に立って、今ないもの、20個弱ですが、それをこの4月当初にメーターを取りつけていきたいと、およそ、それが100万円。で、合わせて510万円程度がですね、520万円程度が当面必要なお金というふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。あっ、教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。学校生活支援員の業務内容についてですけども、通常の学級で学習している子供の中にいます障害を持った子供、それから特別支援教室の中で学んでいる子供の中で、教科によっては通常の学級に交流授業として出かけて行って、そこで学ぶわけですけども、そのときの障害を持った子供の安全を確保したり、あるいは不安を取り除いたり、そういうのが生活支援員の業務になっておりまして、単独で子供の指導をすることはありませんで、教諭が指導している中に一緒に子供について入っていくという形になります。で、現在、東小学校で1名、東中学校で1名、高度難聴の子供に対して要約筆記で支援をしていただいている方が2名配置されております。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（興梠 正明君） 最後に、この256ページの給与明細に関しまして、職員がかなり減るがということでございまして、大変御心配をいただいたところでございます。

まあ、一般会計のそうした人員の状況を上げておりますけれども、行革、行財政改革の中に掲げて、15%の削減を3カ年で掲げておりますけれども、この基本姿勢は維持をしていくことになると思います。ただ、今後は退職者、今年かなり出る予定ですけども、全く人員を補充しないということではございまして、優秀な人材を補充を、若干名ともしていくというような考えでおります。

それから、住民サービスを低下させないということがやっぱ非常に大事でございますんで、先ほどからありますように、さまざまな方策を講じてまいりたい。それは、例えば、昼窓であったり、変形労働時間を使うような方法で対応するとか、それと業務全般の見直し、事務の仕分けなんかきちっと行って行って、徹底した見直しを行っていく必要があると思っております。要は、職員力を低下させない、職員力をむしろアップさせるということが非常に大事でございますんで、これも従前からいろいろ御質問いただいておりますけれども、まず意識改革ですね、これ行革の中にもありますけれども、こういったものを徹底していく、そういう仕組みをつくる。そして、能力が発揮できるような方策として、いろんな研修を取り入れて、そういった能力アップを図っていきたい。それから、人事評価制度なんかも、こう入れておりますけれども、これはやはり人材育成が主眼でございます、に基軸を置いておりますんで、一つはですね。そういったものを活用しながら、全般的に職員力がアップするような方策をもって進めてまいりたいと思っております。ですから、本当に職員力が全体として低下しないような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。明細に答弁していただきましてありがとうございました。

先ほどの一ツ瀬川の件で1点お伺いしたいと思うんですけれども、説明、町長の説明のときに、1年限りということですね、そういった説明があったと思うんですけれども、次年度以降どういうふうにご考えておられるのか、受益者つちゅうか、受益者負担で運用が可能なのか、それから先ほどもいろいろ、こう協議されて、まあいろいろ混迷はしておったんですけれども、受益者負担であればですね、負担金で賄うことが可能じゃないかなちゅうような気もするわけなんですよね。で、そういった負担金でそういう収入面を考慮されるか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。先ほど御説明いたしました、今年1年当座の資金ということでお借りいたしまして、そして、今年度いっぱいには11月と先ほど申しましたがお返しをします。その目安と申し上げましたのは、その負担金ですね、給水負担金でございますが、それが計算上成り立つということでございますので、そういった、それから2年目からはその負担金等で経営、運営をしていくということでございますので御理解を願いたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。御質疑の方も、その町長のお答えの方も、その負担金という御言葉をお使いのようでして、差し支えなければ料金の方に修正をしていただけるとすべてがわかりやすくなっていくと思います。

負担金については、市町村の負担とかそういう意味合いで捉えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

暫く休憩をいたします。35分から実施を、再開をいたします。

午後3時25分休憩

.....  
午後3時35分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

ここで、黒木正建議員、それから井崎代表監査委員より、途中退席の申し出がありましたので、許可をいたしましたので御報告を申し上げます。

それでは、議案第33号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてを質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。国民健康保険について、繰越金、基金とも枯渇したため借り入れを行い、何とか保険料引き上げに歯止めをかけたいという強い思いが伝わりま

すけども、予算の徴収率はどのくらいで算定しておられるのか。で、国保税はどのように推移すると考えておられるのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お聞きの議案につきまして、事務的なものでございますので、担当課長して答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 町民課長。

○町民課長（山本 泰英君） 町民課長。徴収率につきましては94%を見込んでおります。それから、国保税の推移につきましては、基金、繰越金の状況を見極めながら、できるだけ上昇を抑制したいとは思っておりますが、6月議会で予定しております税率改正では上げざるを得ないと考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第34号平成21年度高鍋町老人保健特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。老人保健が、後期高齢者医療へ変更になって随分たつんですけれども、なぜ、今だに予算があるのかお伺いいたします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 内容につきまして、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 町民課長。

○町民課長（山本 泰英君） 町民課長。レセプトの請求期限が3年間となっております。それで、遅延による請求事務がまだ発生しているような状況となっておりますのでございます。なお、今回の件につきましては、平成21年度で廃止になるわけでございますけど、レセプトの請求期限が3年といいますか、あと1年ありますので、その分の請求につきまして移行前の保険者が処理するということになっております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第35号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。7.3%の伸びの算定基礎はどうなっているんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 算定につきまして、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 町民課長。

○町民課長（山本 泰英君） 町民課長。この予算につきましては、後期高齢者医療広域連

合が、医療給付費等の伸び等を基礎にそれぞれの負担割合に応じて市町村の負担する金額を算定しているわけですが、その結果によりまして、全体的に7.3%の伸びとなったところでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第36号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 工事の進捗状況、予定どおりであるのでしょうか。また、つなぎ込み率については、計画を持っていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 工事の進捗状況並びにつなぎ込み率につきまして、担当課長より詳細に説明いたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 環境整備課長。

○環境整備課長（日野 祥二君） 環境整備課長。平成22年度で認可区域につきましては終了予定ということでありましたが、工事費の関係もありまして、現在は平成24年度の完了を目指しておるところです。また、水洗化率、つなぎ込み率ですが、水洗化率につきましては、第5次行革の中でも平成22年度までに80%を目指しております、目標としております、その数値を目指して努力してまいりたいと考えておるところです。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第37号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号平成21年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 地域包括支援事業もいよいよ本格的になったようですが、ひとり暮らしなどの介護保険申請につながるような事例や、介護が必要とされる世帯把握についてどのような計画をなされているかお伺いします。

介護保険料について、利用せずに元気である人へ何かの対策を講じられないのかとの意見がよくあります。健康と書いていても食事などの制限のある人や、介護を必要としないため、健康づくりが1番だと思うんですが、どのような方針計画を持っていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。只今の御質問につきまして、担当課長より細かく説明をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（井上 敏郎君） 福祉保健課長。地域包括支援事業につきましては、地域包括支援センターを中心に事業を展開をしているところでございます。平成19年度でございますけれども、ひとり暮らし高齢者等の相談件数、これは警察署、それから地域の方々、そういう方々からの通報、それからセンターに直接出向いてこられた方々、それからセンターの職員が訪問をして実態把握をした、まあ相談件数の総数でございますけれども、19年度で4,200件余りとなっております。で、今、在宅介護支援センターではなくて、包括支援センター、介護予防プランの作成に随分手を取られているのが現状であります。その中で、先ほど申し上げました相談件数を、まあ何とかこなしているという状況にあります。

で、ひとり暮らしの老人の訪問につきましては、現在なかなか十分にできていないというのが現状としてあるわけですが、在宅介護支援センター時代に蓄積をしておりました高齢者のデータをもとに、時間を見つけてと申しますか、そういう形で訪問をいたしております。そういう訪問や相談を受ける中で、介護保険の申請につながる、それから困難事例等もございまして、後見人を立てる手助けをしたり、それから金銭的なトラブルに巻き込まれている方々などの救済もお手伝いしております。

それから、介護予防につなげていくわけですが、これにつきましては特定健診で生活機能評価で出たデータ、あるいは訪問、相談で出た情報をもとに、高齢者の皆さん方と話をしながら介護予防事業、はつらつ教室でありますとか、なじみの会でありますとか、ハピネスクラブ、特定高齢者の予防事業でありますとか、そういうところにつなげているところでございます。

それから2点目の、利用せずに元気である人への何か対策は講じられないかという意見があるという御質問でございましたけれども、現在、先ほど申しましたように、高齢者の実態把握をしながら、地域支援事業を展開をしているわけですが、特定高齢者等につきましては、なでしこ園のハピネスクラブ、それから社会福祉協議会に委託をしておりますはつらつ教室、はつらつ教室につきましては、別館で月2回実施をして、送迎をしながら介護予防事業を展開をしているということでございます。

それから、一般高齢者につきましては、もっと元気なお年寄りという形になりますが、現在これも社会福祉協議会に委託をして、今地区の公民館を利用して7地区、下屋敷でありますとか、鴨野、平原、川田、宮田、大池久保、上江団地、こういう自治公民館を利用した「なじみの会」という介護予防教室を、社協職員が行って、現在展開をしているところでございます。で、その7地区につきましては、今、社協職員が伺って支援をしているわけですが、そういうところを卒業されたところも、地区もでございます。正ヶ井手、

蚊口、こういうところは、もう自主的に地区の皆さん方が、高齢者の皆さん方を公民館に招いて、料理を食べながら、お話をしながら、介護予防の授業と申しますか、活動をしているところでございます。

で、町といたしましては、この地区で展開をできる介護予防教室、地区の皆さん方に御協力をいただく介護予防事業、こういうものを、できたら全地域に広げたいというふうに思っております、社協にレクのインストラクターを配置をしていただきながら、各地区に今回しているところでございます。で、21年度につきましても、これに加えて、今地区の介護予防事業の募集をいたしておるところでございます。ぜひ、町民の皆さん方にも、実は、その、だれしも介護を必要とする時代は来るわけで、お互いに地区の中で手を取りながら、お互いさまの中で老後の生活を送っていただく、こういうことが大切ではないかなということで、福祉保健課の介護事業としては、介護予防事業に重点的に重心を置きながら展開をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑は終わります。

次に、議案第39号平成21年度高鍋都市計畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。清算金が終了する年度はどのくらいと考えておられるのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。清算金が終了する年度ということでございますので、詳細につきまして担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 都市建設課長。

○都市建設課長（間 省二君） 都市建設課長。清算金の完了年度でございますけど、現在の計画では平成23年度を予定しております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第40号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、あつ。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。先ほどこの部分に関してはちょっと聞きましたけどよくわかりませんので、再度質問したいと思います。

先ほどの説明からは、他目的使用だから料金を高く取るということであったようです。それで、今回この予算書の中で、土地改良区に対する負担金が175万円ありますけども、これはなぜ負担金払わにゃいかんとですか。

- 議長（後藤 隆夫） 町長。
- 町長（小澤 浩一君） 町長。詳細につきまして担当課長より答弁をいたさせます。
- 議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。
- 農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。負担金の中身につきましては、具体的に申し上げるならば、一ツ瀬川土地改良区維持管理工事費等の負担金、それから一ツ瀬川土地改良区電気使用料負担金、それから施設管理負担金、それから人件費負担金という形になります。で、これは、施設を国なりから、土地改良区が委託を受けて管理をしておると、そのうちのこの雑用水部分については、この雑用水会計に負担をお願いするという設定でございます。
- 議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。
- 3番（池田 堯君） 3番。普通は、3条資格者、土地改良区内の3条資格者においては、水道料、まあ用水の料金設定と通常の管理費にかかわる経常賦課金は、別々に徴収して管理費に充てておると思いますが、今回の特別会計における雑用水の受益者、先ほどちょっと課長説明されましたけれども、3条資格者でない人もおるわけじゃないんですか、これ。そうなったときには、土地改良法でいうと、当然負担金というものは3条資格者から取るというふうになっておると思いますが、そこら辺はどんげなっちゃってますか。
- 議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。
- 農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。確かに、この畜産事業等やられてる農家につきましては、3条資格者の方もおられますけれども、全体として、これがその土地にかかわるものではなくて、畜産系というような形での答え、実行ですから、土地改良区に、その具体的ないわゆる土地改良施設をつくったときの負担金とか、そういうものを払ってるわけではありません。で、そういう意味合いの中で、新たにその国有施設である、この土地改良施設の一部をつかわしていただくと、まあ3条資格者にこだわらず、この受益者がですね、そういう意味での負担金、管理負担金等が発生するというようになっております。
- 議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。
- 3番（池田 堯君） 3番。課長が言われるのはわかるんですけど、先ほどから言っておるように、土地改良法上、3条資格者じゃない人が負担金を払う必要はないと思うんですよね。で、今回においては雑用水ということで、水利権を得てこの特別会計を設置することだからという解釈になろうと思うんですけど、先ほどから言っておるように、土地改良法上、雑用水料金は高いので、またその上に負担金まで、資格者じゃねえ人が払うということになると、二重払いを、利用者はずっとじゃねえかなあと、私は思うんですが、そこ辺はどうなるんでしょうかね。
- 議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。
- 農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。雑用水料金の中からお支払いを、土地改良区に対してするわけです。で、そういう意味で御理解いただくとよろしいかと思っております。

が。

と、まあ、蛇足でありますけど、そういうような意味合いで、使用料のところ、国に対して、その国とか県に対してパイプラインの施設利用料金、そういうものもこの雑用水料金の中から支払うということになっております。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。（発言する者あり）

○13番（中村 末子君） いいですか。まあ、3番議員が質疑をされましたので、それを受けて私もちょっとしたいところがあります。

従前の会計状況がわからないと何とも言えないんですけども、数字的にはこんなものかなあというふうな気がしてるんですが、もうちょっと多いっちゃないかなあと、利用料金についても多いのではないかなと予測をしてるんですが、どういうふうになっていくとお考えなのかお伺いをしたいと思います。

で、また、この会計で実績ができ、収入、支出を見て、運営が黒字になったとき、どのように資金をつかっていかれるのか。先ほども言いましたけれども、高鍋町の収入とするところがあったので、今度も高鍋町が500万円を出していくのは、その辺の絡みがあって出して、後でその上に何かもらっていきたいと考えてるのかという勘ぐりをされるっちゃないかというふうに思わなくてもないんですが、どうなるんでしょうか。その辺のところでは、単年度で、先ほど町長も答弁されましたけど、500万円は今年度で返していただくと、その上に利益が今年に500万円以上でるとは思わないんですけど、返すお金はできても、利益が本格的に出るのは来年度からというふうにひよっとしたらなるのかもしれないけれども、だから、500万円を返していくということであれば、返していける見込みがあるというのであれば、それは500万円は、もうある程度利益が出るのかなというふうに、即考えてしまうんですか、どのような流れになっていくのかちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。まず初めに、このような畑地かんがい施設をお借りしてこのような事業を立ち上げるというようなことは、全国的に初めての経験でございます。で、収入等の見込みについても、天候等の変動によるものが非常に大きいものがあるということを考えております。ただ、今回のこの予算上の料金見込み等については、平成18年度の水使用量を調査いたしまして、それに単価を掛けておおよその数値を出しております。で、予算書上では、町の繰入金の500万円何がしかがあるものから、それ以上の支出を組むというわけにいきませんので、歳入については、その秋口にも補正対応をして、お返しするものと合わせて整理をしたいというふうに考えております。

それから、基金、今年度については、議員がおっしゃるとおり、おおよそとんどの想定を考えております。で、利益という言葉が適切なのかどうかわかりませんが、そういう剰余、剰金が出たときには、基金に積み立てるという設定で基金条例等も構えたわ

けです。で、そん中に、処分の仕方のところですけども、第6条に「一ツ瀬川雑用水管理事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる」というのを私どもは入れております。これは、結局のところ1市3町との協議の上で、こういう形を取らせていただくことになるものだろうというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 余り2回、3回といたくないんですが、前置きして言いますね。この従前の会計状況がわからないのでって言ったのは、すごくほんとわからないわけですよ。実際問題として、平成18年度の水使用量を大体の目安として、予算として上げられたと。でも、不適切な会計処理ちゅうのは、その目的外使用の分についても、大いにあったわけですね。それについて、あっちこっち旅行に行ったりとか、こう不適切な会計処理があったんじゃないかということで、ずっと取り沙汰をされてましたよね。だから、そういうことから考えたら、こんなもんなのかなと、もっとあるんじゃないのかなというのが私の観測的状况なんです。もっと、こう、利用料としては、使用料としてはあるんじゃないかなっていうのがまず1点ですね。

で、もう1点は、水道事業を考えた場合、高鍋町ですよ、高鍋町の水道事業を考えた場合に、加入負担金っていうのが設定してあるんですね。例えば、先ほど農業振興課長が言われましたけれども、メーターのセッティングとかいろんなことを考えたときに、それにも100万円ほどぐらいでしたかね、考えていらっしゃるようなんですけれども、そういうお金っていうのは、例えばメーターを変えていかなければならないということになれば、例えば加入負担金なりのセッティングを新たに設けるということもできなくはないわけですね。できれば、だから、受益者負担という立場を考えたときには、メーターについては、もう受益者負担というような感じで、最終的にはペイしていくような形っていうか、新たに加入されるときの加入負担金とか、メーター設置負担金みたいな感じのですね、これ水道企業会計ではもっと違う、ちょっと意味が違うんですけれども、加入負担金みたいなものね、これ新たに立ち上げるという観点からすると、すべてのこれ水を利用される人、その人からは当初に加入負担金なりを、受益者負担としてされるつもりがなかったのかどうか、そのことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。まず、その使用料の根拠のところでございますが、1つは、今回その水利権、水利利用権の設定戸数が116戸と数字が出ております。と申しますのは、147戸このような使い方があったと。で、31戸分については認められないというようなことがございました。これは、先ほど申しましたとおり、畜産の利用と公益的なものに限るよというのが、その水利、河川課の条件的なものがございませう。

それで、おおよそ想定される水の利用量が35万トンと、で、単価を掛けますと現在のよ様な数値になるのではないかと考えております。

それから、加入負担金についてでございますが、まあ従来からこの116戸の方は利用されております。で、新規に加入ということも、当分の間考えておりません。ですから、そういう意味合いで新たな加入負担金というのは考えませんでした。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。違うんですよ、私が言ってるのはね、初めてのこれ、全国的にもほんと初めての試みじゃないかなと思うんですよ。そうやって考えたときに、新しく立ち上げるという意味での、初めての会計を高鍋町が受け持つって、そしたら今まで、あの人たちずっと継続してますよ、利用してる人たちは継続をもちろんしてます。しかし、ここで初めて会計処理っていうものが、初めて立ち上げて、事業が立ち上がるわけですよ、そういう意味で言えばね。という意味で、加入負担金というのを私は言っただけのことなんです。それを考えてらっしゃらなかったかどうかと。だから、以前から、従前からずっと利用してる人から見れば、一番最初に、もう、から加入しちよるっちゃから、その今さらと言われるかもしれないけれども、少なくとも、ここで新しくこういう会計になったよということを報告する意味でも、そういうことを考えておけば違ふとよと、これは、雑用水だけで、目的外使用の分が含まれてるとよって、ちゃんとこうされてるとよというふうに雑用水についての管理だけよというふうにして、やっぱ皆さんに飲用水とは別というところの、やっぱり別々になったよというところの部分だから、その部分をしっかりと自覚、認識していただくための一つの手続なのかなっていうふうにしたから、私聞いただけなんです。それ以上のことはありません。だから、考えなかったとおっしゃったから、そういう考えだったのかと、途中で引き継いだという考えだったのかということがあったから、まあ、そのところで、どういう考えを持ってらしたかっていうのを聞きたくったわけですよ。

○議長（後藤 隆夫） 農業振興課長。

○農業振興課長（長町 信幸君） 農業振興課長。この事業を立ち上げるに当たりまして、今月中に、3月いっぱいまでに、本町の関係農家等に説明をする機会を設ける準備がしてあります。で、その中で事業の中身等については説明をし、なおかつ、加入申請、そういうものの印鑑を付したものを徴収するようにしております。で、条件が非常に厳しゅうございますから、それを守っていただければ供給できませんよということを新たに説明をするつもりでおります。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第41号平成21年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。建設改良についての計画はどのようなものなのかお伺

いします。

安全安心な水を供給できるのが水道事業の本分だと考えておりますが、竹嶋浄水場などの水の確保については大丈夫でしょうか。

老朽管布設替えについては、すべて改善できたのかどうかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。建設改良費とか竹嶋浄水場の水は大丈夫かということでございますが、詳細につきまして担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 水道課長。

○水道課長（芥田 秀則君） 水道課長。建設改良費の計画についてでございますが、今回の予算で4億1,510万3,000円を計上させていただきました。この内訳は、配水管の新設工事が3箇所、これはすべて県関連の工事でございます。金額にしまして4,980万2,000円。次に、配水管布設替え工事が、同じく県、町の工事関連でございますが、これが10箇所、水道課単独の工事としまして4箇所、計14箇所でございます。金額にしまして1億7,425万1,000円を計上させていただきました。

また、今回継続で計上させていただきました浄水場改良費が1億9,105万円でございます。これは、竹嶋浄水場の旧管理棟に設置してあります配水ポンプ、電気計装設備、自家発電機等を、今回新しい管理棟に新設するものでございます。

次に、水の確保については大丈夫かという御質問ですが、当町には、皆さんも御存じのように、老瀬浄水場、竹嶋浄水場の2つの浄水場がございます。この浄水場2つを合わせまして、1日計画水量が9,000トンでございます。20年の実績から見まして、1日の給水量が7,000トンを超えたのが4日程度ございましたので、現在のところ十分な水量の確保がされているものと考えております。

次に、老朽管についてすべて改善できたのかという御質問ですが、石綿セメント化につきましては、もうすべて布設替えが終了しております。残る箇所につきましては、布設から約30年経過しております塩化ビニール管、それと耐震性に乏しいA型鑄鉄管のみでございます。塩化ビニール管につきましては約14キロ、鑄鉄管につきましては15キロほど残っております。これは、年次的な計画を立て、布設替えをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第11号から議案第15号まで、議案第17号から議案第20号まで及び議案第27号から議案第32号まで、以上15件につきましては、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号から議案第15号まで、議案第17号から議案第20号まで及び議案第27号から議案第32号まで、以上15件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第16号と議案第21号から議案第26号まで及び議案第33号から議案第41号まで、以上16件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号と議案第21号から議案第26号まで及び議案第33号から議案第41号まで、以上16件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定をいたしました。

---

○議長（後藤 隆夫） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日は散会をいたします。

16時20分から特別委員会を開催したいと思います。お集りください。

大変御苦労さまでした。

午後4時12分散会

---